資料Ｎｏ．１

区連会４月定例会資料
令和３年４月 20 日
栄区選挙管理委員会

栄 選 管 第 ３ 号
令和３年４月 20 日

各地区連合町内会長　様

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長　　中　田　慶　明

令和３年８月 22 日執行　横浜市長選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

一昨年の地方統一選挙及び参議院議員通常選挙につきましては、皆様の多大なる御協力により適正に執行することができましたことをあらためてお礼申し上げます。

御承知のとおり、今夏、**令和3年8月 22 日(日)**に横浜市長選挙が執行されます。

つきましては、投票所における投票管理者及び投票立会人として従事していただく方々の御推薦をお願いしたいと存じます。

御多忙の折、誠に恐れ入りますが、**同封しました内申書に必要事項を御記入の上**、栄区選挙管理委員会まで御返送くださいますようお願い申し上げます。

１　投開票日

令和３年８月 22 日（日）

２　依頼人数

各投票所とも、**投票管理者１名及び投票立会人２名**

※詳細については、投票区（投票所）別推薦依頼人数一覧表をご覧ください。

※前回（令和元年参議院議員通常選挙）から投票所が変わっているところがあります。ご了承ください。

３　返送期限

令和３年５月 25 日（火）までに、同封の返信用封筒にて御返送願います。

４　推薦に際し、特にお願いする点

(1) 投票管理者・立会人は、選挙権を有することが必要です。

(2) **投票管理者・立会人は、在職中に選挙運動をすることができません。**特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けていただきますようお願いします。

※上記のほか、添付資料の『投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点』についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【裏面あり】

５　今後のスケジュール（参考）

日付	内容
５/25（火）	投票管理者・立会人推薦にかかる内申書　返送期限
５/25（火）以降	≪投票管理者あて≫ ・投票管理者選任通知の送付 ・**投票事務従事者**の推薦依頼（**1投票所につき6名**）
６/30（水）	投票事務従事者推薦期限
８/３（火） 午後３時から	投票管理者・事務主任（区役所の各投票所担当職員）打合せ会

６　添付資料

(1) 投票区（投票所）別推薦依頼人数一覧表
(2) 投票管理者・投票立会人内申書（※こちらに記入の上、御返送ください。）
(3) 投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点
(4) 投票所一覧表
(5) 根拠法令

７　その他

栄区は、横浜市内でも高い投票率を維持しております。(H28 参院選 60.3%・市内１位、H29 市長選 42.1%・市内１位、H29 衆院選 56.53%・市内１位、H31 統一選 46.06%・市内１位、Ｒ１参院選 52.84%・市内２位)

今回の選挙においても、選挙ＰＲポスターの掲出等、啓発活動への御協力についてもあわせてお願い申し上げます。

※選挙 PR ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会長様あて別途郵送させていただきます。

担当　栄区選挙管理委員会事務室　須藤、金井
電話　894-8316

別紙１

投票区（投票所）別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名
1	千秀センター	1	2	・金井町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会
2	長尾台町内会館	1	2	・長尾台町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会
3	飯島小学校	1	2	・飯島団地自治会 ・飯島ひかりが丘自治会 ・飯島町内会 ・エコヒルズ横浜自治会 ・ワンダースケープ自治会	豊田連合町内会自治会
4	長沼町内会館	1	2	・長沼町内会 ・コープ野村戸塚長沼自治会 ・かいがら坂ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会
5	小菅ケ谷小学校	1	1	・百合ヶ丘自治会 ・富士見台自治会 ・飯島町内会 ・本郷台自治会 ・栄リベラヒルズ自治会 ・みどり野ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会
		0	1	・小菅ヶ谷西谷戸町内会	小菅ケ谷連合町内会自治会
6	本郷台小学校	1	1	・本郷台自治会	豊田連合町内会自治会
		0	1	・小菅ヶ谷第一町内会 ・小菅ヶ谷西谷戸町内会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ケ谷連合町内会自治会
7	飯島町内会館	1	2	・飯島町内会 ・芙蓉台自治会 ・ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	豊田連合町内会自治会
8	西本郷小学校	1	2	・大船富士見台自治会 ・小菅ヶ谷睦会町内会 ・春日町町内会 ・小菅ケ谷五月会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ケ谷連合町内会自治会
9	笠間小学校	1	2	・大船パークタウン自治会 ・第2大船パークタウン自治会 ・第3大船パークタウン自治会 ・笠間田立町内会	笠間連合町内会自治会
10	笠間通り町町内会　笠間会館	1	2	・笠間宮上町内会 ・笠間上町町内会 ・松ヶ丘町内会 ・笠間山王町内会 ・笠間通り町町内会 ・ライブタウン大船自治会	笠間連合町内会自治会
11	栄区役所新館	1	2	・コープ野村湘南本郷台自治会 ・コープ野村本郷台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会
		0	0	・市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	小菅ケ谷連合町内会自治会
12	さかえ福祉活動ホーム	1	2	・朝日平和台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会
13	公田小学校	1	2	・椎郷台町内会 ・桂公田町会 ・公田ハイツ自治会 ・湘南ハイツ自治会 ・グリーンテラス本郷台自治会	本郷中央連合町内会自治会
14	柏陽高等学校	1	1	・市営本郷台住宅自治会 ・本郷台駅前市街地住宅自治会 ・市営小菅ヶ谷住宅自治会	小菅ケ谷連合町内会自治会
		0	1	・中野町内会	本郷第三連合町内会

投票区（投票所）別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名
15	小山台小学校	1	2	・小山台町内会 ・本郷台中央自治会 ・東武本郷台自治会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
		0	0	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会
16	本郷小学校	1	2	・鍛冶ヶ谷町内会 ・中野町内会 ・本郷富士見ヶ丘自治会	本郷第三連合町内会
		0	0	・湘南桂台自治会	本郷中央連合 町内会自治会
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会
17	公田団地集会所	1	2	・公田町団地自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合 町内会自治会
18	桂台中学校	1	2	・桂台自治会 ・桂台団地自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合 町内会自治会
19	上郷中学校	1	2	・犬山町会 ・上之町内会	上郷西連合町会
20	上郷小学校	1	1	・亀井町自治会 ・尾月自治会 ・犬山町会	上郷西連合町会
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会
		0	1	・フローラ桂台自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合 町内会自治会
21	桜井小学校	1	1	・若竹町内会 ・若竹山手町会 ・港南台プリンスハイツ自治会 ・ラーバン港南台自治会	本郷第三連合町内会
		0	1	・上郷町内会	上郷東連合町会
22	中野幼稚園	1	2	・元大橋町内会 ・鍛冶ヶ谷町内会 ・ローレルスクエア港南台自治会	本郷第三連合町内会
23	庄戸小学校	1	2	・東上郷青葉ヶ丘自治会 ・庄戸一丁目～庄戸五丁目町会	上郷東連合町会
24	みどりが丘会館	1	2	・上郷町内会 ・みどりが丘自治会 ・上郷台共同住宅自治会	上郷東連合町会
25	埋蔵文化財センター （旧野七里小学校）	0	1	・上郷西ケ谷団地自治会 ・上郷西ヶ谷ハイツ自治会 ・港南台コートハウス自治会	上郷西連合町会
		1	1	・上郷町内会 ・上郷ネオポリス自治会 ・長倉町自治会	上郷東連合町会
26	本郷特別支援学校	1	1	・小菅ヶ谷第一町内会	小菅ケ谷連合 町内会自治会
		0	1	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会
27	かさまゆうわ館	1	2	・笠間町内会 ・笠間西南町内会 ・笠間福住町内会 ・笠間余曾根町内会 ・笠間中央町内会	笠間連合町内会 自治会
28	ガーデンアソシエアリーナ	1	2	・ガーデンアソシエ自治会	笠間連合町内会 自治会

別紙２

横浜市長選挙

なるべく1日通しで従事いただける方をお願いいたします。

投票管理者・投票立会人　内申書（例）

豊田連合町内会自治会（3－2）

投票区	投票管理者		投票立会人			
			住所	ふりがな 氏名	電話番号	備考
4 長沼町内会館	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
5 小菅ヶ谷小学校	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
6 本郷台小学校	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					

＊取得した個人情報は、令和３年執行横浜市長選挙時の連絡用名簿作成及び同選挙に係る事務でのみ利用し、
これ以外の目的の利用はしません。

は他の連合町内会にお願いしております。

別紙３

投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点

栄区選挙管理委員会事務室

１ 共通事項

(1) 従事場所

別紙『投票所設置場所一覧表』のとおり

(2) 服装

特に決まりはありませんが、選挙人に不快と思われない服装でお願いします。
（スーツやネクタイの必要はありません。）

２ 投票管理者

(1) 要件

ア **選挙権を有する**ことが必要です。

イ 投票管理者は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ 制度上投票当日の途中交代は可能ですが、投票日１日を通して従事できる方を推薦してください。

(2) 投票日の職務

投票管理者は、投票事務の最高責任者として、投票立会人の立会いのもとに投票事務従事者（区職員・投票管理者推薦者）とともに、選挙人に投票所において正しい投票を行わせるようにすることがその役目です。また、① 投票事務が適正かつ迅速に処理されているか、② 投票の秘密が守られているか、③ 投票所内の秩序が十分保たれているか等について常に注意していただく必要があります。

＜主な職務＞

- 投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受領すること
- 投票立会人が２人に達しない場合に補充選任すること
- 投票所内の設備等が完全であるかを点検すること
- 投票所を開くこと
- 選挙人名簿と対照し、選挙人が本人であるかどうか確認すること
- 投票用紙の交付の適正を図ること
- 投票所の秩序を保持すること
- 投票の状況を選挙管理委員会に報告すること
- 投票を拒否するかどうか、仮投票を許すかどうかについて決定すること
- 点字投票の申し立てを受けること

・代理投票の申請を受け、その許否を決定すること
・投票所を閉じること
・投票箱を閉じること
・投票録をつくること
・投票箱、投票録等を開票管理者に送ること
・投票に関する書類や物品(開票管理者に送致したものを除く)を選挙管理委員会に引き継ぐこと

(3) その他の職務・従事時間など

ア 投票事務従事者の推薦

投票事務従事者について、推薦をお願いします。(１投票所につき６人)

詳細は、区選挙管理委員会から選任通知とともに送付します。

イ 区選挙管理委員会主催の**「投票管理者・事務主任打合せ会」**への出席

打合せ会は約２時間程度です。詳細は後日文書でお知らせします。

ウ 投票日前日の**投票所設営**

設営時間は基本的に**午後１時～午後３時の２時間程度**です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

エ 投票日当日の投票事務

午前６時に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票事務に従事した後、区職員とともに開票所に投票箱等の引継を行い、**午後９時前後に解散**となります。(休憩あり)

(4) 報酬(令和３年横浜市長選挙予定)

２６，０００円

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代 1,600 円程度

3 投票立会人

(1) 要件

ア **選挙権を有すること**が必要です。

イ 投票立会人は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ 制度上投票日当日の途中交代は可能ですが、投票日１日を通して従事できる方を推薦してください。

(2) 投票日の職務

投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参与するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

ア 投票手続全般について立ち会うこと。

イ 次の場合に意見を述べること。

・投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。

・代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

（この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。）

・代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。

ウ 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき意見を述べること。

エ 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。

オ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。

カ 投票録に署名すること。

キ 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。

(3) 従事時間など

ア 投票日当日の投票事務

午前６時 30 分に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票の立ち会いを行っていただきます。投票立会人は投票事務が終了次第解散となりますが、どちらか１人は投票管理者、区職員とともに開票所に投票箱等の引継を行い、**午後９時前後に解散**となります。（休憩あり）

イ 投票日前日の投票所設営

投票立会人は、投票所設営は業務に含まれておりませんが、投票所施設の確認の意味も含め、可能であれば投票所設営に立ち会ってください。

(4) 報酬（令和３年横浜市長選挙予定）

１２，０００円

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

朱肉で押す印鑑、弁当代 1,600 円程度

4 投票事務従事者

(1) 要件

ア 高校生以上であること。

イ 選挙人の**選挙人名簿照合作業は、パソコンの画面上で行うこととなる**ため、最低１人はパソコンを使ったことがある方を選任してください。）

(2) 投票日の職務

ア 投票所入口付近での選挙人の案内

イ パソコンによる名簿照合

ウ 「投票のご案内」への照合印の押印と案内

エ 投票用紙の交付　　など

なお、職務につきましては、設営時等に投票所担当の区職員から説明があります。

(3) 従事時間など

ア 投票日前日の**投票所設営**

設営時間は基本的に**午後１時～午後３時の２時間程度**です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

イ 投票日当日の投票事務

午前６時 30 分に投票所に集合し、**午前７時から午後８時まで**投票事務に従事した後投票所の撤収を行い**午後９時頃解散**となります。（休憩あり）

(4) 賃金（令和３年横浜市長選挙予定）

ア 投票日前日　 2,200 円

イ 投票日当日　16,600 円（税引き後）

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代 1,600 円程度

※複数の町内会にまたがる投票区では、投票される方のプライバシー保護の観点から特定の自治会・町内会に固まらないよう御配慮いただければ幸いです。

以上、選挙事務へ御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

別紙４

横浜市長選挙　投票所設置場所一覧表

栄　区

投　票　区	所　　在　　地	名　　称
第１投票区	横浜市栄区田谷町1,662番地 千秀公園内	千秀センター
第２投票区	横浜市栄区長尾台町562番地	長尾台町内会館
第３投票区	横浜市栄区飯島町771番地の2	横浜市立飯島小学校
第４投票区	横浜市栄区長沼町723番地	長沼町内会館
第５投票区	横浜市栄区本郷台四丁目31番1号	横浜市立小菅ケ谷小学校
第６投票区	横浜市栄区本郷台一丁目6番1号	横浜市立本郷台小学校
第７投票区	横浜市栄区飯島町2,147番地	飯島町内会館
第８投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目22番1号	横浜市立西本郷小学校
第９投票区	横浜市栄区笠間三丁目28番1号	横浜市立笠間小学校
第10投票区	横浜市栄区笠間四丁目15番7号	笠間通り町町内会笠間会館
第11投票区	横浜市栄区桂町303番地の19	栄区役所新館１階
第12投票区	横浜市栄区公田町635番地の16	さかえ福祉活動ホーム
第13投票区	横浜市栄区公田町354番地の3	横浜市立公田小学校
第14投票区	横浜市栄区柏陽1番1号	神奈川県立柏陽高等学校ホール
第15投票区	横浜市栄区小山台一丁目15番1号	横浜市立小山台小学校
第16投票区	横浜市栄区中野町16番地の1	横浜市立本郷小学校
第17投票区	横浜市栄区公田町740番地	公田町団地集会所
第18投票区	横浜市栄区桂台中5番1号	横浜市立桂台中学校
第19投票区	横浜市栄区犬山町6番2号	横浜市立上郷中学校
第20投票区	横浜市栄区犬山町6番1号	横浜市立上郷小学校
第21投票区	横浜市栄区上郷町242番地の2	横浜市立桜井小学校
第22投票区	横浜市栄区元大橋二丁目32番3号	中野幼稚園体育室
第23投票区	横浜市栄区庄戸一丁目15番1号	横浜市立庄戸小学校
第24投票区	横浜市栄区東上郷町26番	みどりが丘会館
第25投票区	横浜市栄区野七里二丁目3番1号	埋蔵文化財センター
第26投票区	横浜市栄区小菅ケ谷三丁目37番12号	横浜市立本郷特別支援学校
第27投票区	横浜市栄区笠間二丁目18番1号	かさまゆうわ館
第28投票区	横浜市栄区笠間三丁目45番	ガーデンアソシエ　クラブアリーナ 体育室

別紙５　参　考

公職選挙法（抜粋）

（第１条から第３６条まで省略）

（投票管理者）

第３７条　各選挙ごとに、投票管理者を置く。

２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

５　投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

６　投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

７　市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（投票立会人）

第三十八条　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

２　投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

３　当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

４　同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

５　投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

（第３９条以下省略）

栄 区 連 会 配 布 資 料 (4月)

資料No. 2

栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和3年			令和2年 3月末累計	対前年比(件)
	3月件数	先月末累計	3月末累計		
全認知件数	24	70	94	83	11
凶悪犯	1	0	1	0	1
粗暴犯	1	2	3	4	-1
窃盗犯	12	51	63	60	3
侵入盗犯	4	13	17	10	7
空き巣	1	2	3	7	-4
その他	3	11	14	3	11
乗り物盗	2	6	8	17	-9
自転車	2	3	5	16	-11
オートバイ	0	2	2	1	1
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	6	32	38	33	5
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	5	5	0	5
車上ねらい	2	6	8	3	5
自動販売機ねらい	0	2	2	0	2
その他	4	19	23	30	-7
知能犯	5	3	8	8	0
詐欺	1	2	3	7	-4
その他	4	1	5	1	4
風俗犯	1	2	3	2	1
その他の刑法犯	4	12	16	9	7
占有離脱物横領	0	1	1	2	-1

※ 参考事項
- ○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- ○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- ○ 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- ○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- ○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- ○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和3年3月末現在(暫定値) 8,010件(前年比 -1,140件、-12.5%)

2　刑法犯検挙状況(3月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	48	15	51.1%
窃盗犯	37	7	58.7%

3　人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	31	−2	15件	12件
死者	0	±0	0	0
負傷者	39	−2	13人	12人

4　特殊詐欺の認知状況

令和3年3月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	246	3億6,312万円
オレオレ詐欺	46	9,696万円
預貯金詐欺	77	5,827万円
架空料金請求詐欺	21	1億1,445万円
融資保証金詐欺	3	100万円
還付金詐欺	54	5,205万円
その他の手口	2	273万円
キャッシュカード詐欺盗	43	3,766万円

令和3年3月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	3	180万円
オレオレ詐欺	0	
預貯金詐欺	3	180万円
架空料金請求詐欺	0	
融資保証金詐欺	0	
還付金詐欺	0	
その他の手口	0	
キャッシュカード詐欺盗	0	

5　警察からのお知らせ

(1)今年に入っても、高齢者関係事故及び二輪車関係事故が多く発生しています。
二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。
横断歩道は、歩行者が優先です。
運転者も歩行者もお互いにルールを守ることが重要です。
まもなく新入学シーズンです。7歳の子供が交通事故に合う件数が多くなっています。
栄区の皆さんが一丸となって子供を交通事故から守りましょう。

(2)自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。
自宅の敷地内やマンションなどの駐輪場、買い物などでスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。
特に、ワイヤー錠などを使って「ダブルロック」をすると、さらに効果的です。

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、3月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町	1								5	6
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目									3	3
	小菅ヶ谷2丁目							1		1	2
	小菅ヶ谷3丁目									2	2
	小菅ヶ谷4丁目				1			1			2
	小山台1丁目										0
	小山台2丁目										0
上郷	犬山町								1		1
	尾月										0
	上之町										0
	亀井町									1	1
	桂台東										0
	桂台西1丁目		1					1			2
	桂台西2丁目										0
	桂台南1丁目										0
	桂台南2丁目										0
	桂台北								1		1
	桂台中									2	2
	公田町					1	2	1	1	5	10
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						3				3
	笠間2丁目										0
	笠間3丁目									2	2
	笠間4丁目									2	2
	笠間5丁目									2	2
田谷	田谷町									2	2
	金井町							1		2	3
	長尾台町									2	2

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋　1丁目										0
	元大橋　2丁目										0
	中野町							1		4	5
	若竹町									2	2
	柏陽									2	2
	鍛冶ヶ谷　1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷　2丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町									6	6
上郷・庄戸	野七里　1丁目					1					1
庄戸	野七里　2丁目										0
	庄戸　1丁目		1								1
	庄戸　2丁目										0
	庄戸　3丁目		1								1
	庄戸　4丁目									1	1
	庄戸　5丁目									1	1
	東上郷町										0
	長倉町									1	1
豊田	本郷台　1丁目										0
	本郷台　2丁目									1	1
	本郷台　3丁目									1	1
	本郷台　4丁目										0
	本郷台　5丁目										0
	飯島町									14	14
	長沼町							2		5	7
合計		1	3	0	1	2	5	8	3	71	94

資料No. 3

【神奈川県警察交番等整備基本計画】「本郷台駅前交番」の移転・建て替えについて

令和３年４月
栄警察署

県警察において、交番等（交番及び駐在所、警備派出所）における『事件事故への対応力の向上』及び『持続的な交番等施設の維持』を目的として、今後10年間で、70箇所の交番等の統廃合を進めて400箇所程度にする**「神奈川県警察交番等整備基本計画」**を策定

本郷台駅前交番の現状

- 築約40年であり、老朽化が顕著である
- 狭隘でバリアフリー未対応である
- パトカーやミニパトの駐車スペースがない
- 女性警察官に配意した設備に乏しい

本郷台駅前交番の移転・建て替え位置（案）

移転・建て替えによる効果等

● 駅改札口を出た所や駅前広場の外からも、交番の位置を分かりやすくする。	→ 犯罪抑止効果の向上
● 横浜市の道路（通路）に接していることから、パトカーの駐留や立ち寄り、ミニパトの配置が可能となる。	→ 機動性のある交番による治安維持
● 女性警察官に配意した交番に建て替える。	→ 女性警察官の配置による事案対処能力の向上

資料No. 4

栄区内の火災・救急状況について

区連会４月定例会議資料
令和3年４月20日
栄　消　防　署

火災情報

令和３年３月31日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和3年 3月	令和3年 累計	令和2年	増△減
件数		0	5	3	2
火災種別	建物	0	5	2	3
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	0	1	△ 1
損害	焼損床面積	0	211	132	79
	死者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	3	0	3

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和3年	令和2年	増△減
件数		231	209	22
火災種別	建物	157	128	29
	林野	0	0	0
	車両	12	17	△ 5
	船舶	1	0	1
	航空機	0	0	0
	その他	61	64	△ 3
損害	焼損床面積	5,636	1,766	3,870
	死者	11	6	5
	焼死等	11	4	7
	放火自殺	0	2	△ 2
	負傷者	40	27	13

主な出火原因

	種別	令和３年	令和２年	増△減
1	放火（疑い含む）	2	1	1
2	こんろ	0	1	△ 1
3	不明	0	1	△ 1
4	調査中	3	0	3
5				

主な出火原因

	種別	令和３年	令和２年	増△減
1	たばこ	38	25	13
2	放火	40	55	△ 15
3	こんろ	21	20	1
4	ストーブ	17	11	6
5	配線	9	6	3

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	2	本郷第三地区	2
笠間地区	0	上郷西地区	1
小菅ケ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　計	5

【３月中の火災】
なし

救急情報

令和３年３月31日現在

栄区内 救急状況				
年別	令和3年 3月	令和3年 累計	令和2年	増△減
件数	473	1,475	1,587	△ 112
急病	319	1,037	1,193	△ 156
交通事故	26	59	39	20
一般負傷	99	303	283	20
その他	29	76	72	4

横浜市内 救急状況			
年別	令和3年	令和2年	増△減
件数	46,607	51,101	△ 4,494
急病	31,835	35,104	△ 3,269
交通事故	2,064	2,264	△ 200
一般負傷	8,574	9,456	△ 882
その他	4,134	4,277	△ 143

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

住宅用火災警報器が古くなっていませんか？

火災の早期発見や未然防止に役立つ住宅用火災警報器は、定期的に点検をして、古くなったら交換が必要となります。

一度、ご自宅の住宅用火災警報器の点検をお願いします。

ポイント 定期的に点検

点検方法は簡単
① テストボタンや引きひもを引っ張ります。
② 警報音（ブザーや音声）を確認します。
⇒警報音はすぐに止まります。

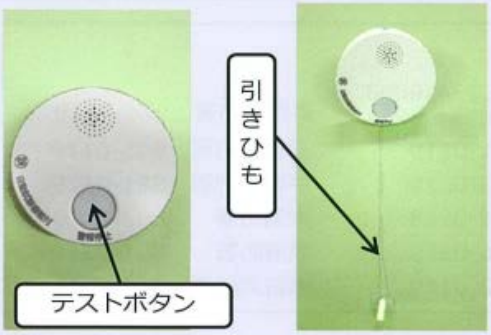

ポイント 10年経ったら、とりカエル

警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、
10年を目安に取り替えましょう。

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料 No. 5

栄区連合町内会４月定例会資料
令 和 ３ 年 ４ 月 ２０ 日
エ フ エ ム 戸 塚

令和３年度上半期エフエム戸塚番組表について（情報提供）

令和３年度上半期（４月１日から９月 30 日まで）のエフエム戸塚番組表をお配りいたします。栄区関連の情報も放送されていますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

１　栄区関連の情報について

(1)　栄区インフォメーション（毎日２回：7:55～8:00、11:55～12:00）

【放送内容】
区政、防災、防犯等に関する情報

(2)　戸塚井戸端会議

ア　毎月第４木曜日（12:15～12:30）

各連合町内会ごとに行事、活動、地域の課題等についてお伝えしていただいています。

4 月 22 日：本郷第三連合	5 月 27 日：上郷西連合	6 月 24 日：上郷東連合
7 月 22 日：豊田連合	8 月 26 日：笠間連合	9 月 23 日(祝)：小菅ヶ谷連合
10 月 28 日：本郷中央連合	11 月 25 日：本郷第三連合	12 月 23 日：上郷西連合
1 月 27 日：上郷東連合	2 月 24 日：豊田連合	3 月 24 日：笠間連合

【手順】（現在はお電話での出演）

１　毎月第２木曜日（出演 2 週間前）までにその月のご出演予定者をエフエム戸塚までＦＡＸまたは、メールでご連絡いただく。（エフエム戸塚よりご連絡いたします。）
２　事前に番組担当パーソナリティと内容や進行について打ち合わせ（お電話いたします。）
３　ご出演当日　12 時 13 分ごろ　スタジオからお電話いたします（そのまま、保留で少しお待ちいただきます）。
４　12 時 15 分ごろ、パーソナリティとの会話がスタートいたします。
５　後日、ご出演の連合町内会長宛に、ご出演音声をＣＤにしてお送りします。

イ　毎月第２金曜日（12:15～12:30）

栄区役所職員または関連団体の方が、エフエム戸塚のスタジオで、栄区の行政や各種団体の情報を生放送でＰＲします。

(3)　その他

災害発生時（発生の恐れがある場合を含む）にも随時利用します。

２　聴取方法

ラジオ、パソコン又はスマートフォン

【スマートフォンで聴取する際の留意点】

・ラジオと異なり、電波の範囲外でも聴取できますが、エフエム戸塚専用アプリのダウンロードが必要です。
・ダウンロード方法については、番組表の表紙裏に記載されています。
・今回の番組表から表紙に専用アプリのＱＲコードを掲載しています。

＜エフエム戸塚＞　ＵＲＬ：https://www.fm-totsuka.com/

または　エフエム戸塚　で検索

エフエム TOTSUKA 83.7MHz

【担当】エフエム戸塚　藤芳
電話：045-822-1044　/　070-1298-3982
メールアドレス：s.fujiyoshi@shin1.co.jp

資料№.　6

令和３年４月２０日

自治会・町内会会長各位

日本赤十字社栄区地区委員会
委 員 長　　冨　士　田　学

令和３年度日赤活動資金募集について（お願い）

平素から赤十字事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和２年度は事業推進の基盤である日赤活動資金募集にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として別紙のとおり募金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、日赤の関係書類等を下記のとおり送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

（１）令和３年度日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）
（２）令和３年度日赤会員増強運動資材一覧表（地区別）

【募集期間】５月１日～６月３０日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記募集期間中に緊急事態宣言等発令された場合には、各自治会・町内会様の状況に合わせて時期をずらしてご協力いただければと思います。皆さまの健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の活動資金については令和３年８月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金　午前９時～午後５時

（資材についてのご要望（追加等）がありましたら下記事務局までご一報ください。なお、資材等の余剰分については、貴会で処分していただいてかまいません。）

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会　　担当：平野・根岸
栄区桂町２７９－２９（栄区社会福祉協議会内）
TEL ８９４－８５２１　　FAX ８９２－８９７４

令和3年度日赤活動資金目標額

日赤活動資金目標額　　7,873,200　円

単位（円）

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
日赤活動資金	豊田	9,332	1,866,400
	笠間	5,834	1,166,800
	小菅ヶ谷	5,655	1,131,000
	本郷中央	6,562	1,312,400
	本郷第三	4,447	889,400
	上郷西	3,456	691,200
	上郷東	3,413	682,600
	小計	38,699	7,739,800
その他	事務局	－	133,400
合　計		－	7,873,200

※実施期間：令和3年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和3年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額：日赤活動資金　対象世帯数×200円

令和３年４月２０日

自治会・町内会会長各位

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会　長　　田中　健次

令和３年度　区社協協力金について（お願い）

平素から栄区社会福祉協議会事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和２年度は地域福祉推進の基盤となる区社協協力金にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

金　額　　：　１世帯あたり３２円
地区別依頼額　：　別添「予定額一覧表」のとおり

【募集期間】５月１日～６月３０日
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記募集期間中に緊急事態宣言等発令された場合には、各自治会・町内会様の状況に合わせて時期をずらしてご協力いただければと思います。皆さまの健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の活動資金については令和３年８月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金　午前９時～午後５時
（日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます。）

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会　　担当：平野・根岸
栄区桂町２７９－２９（栄区社会福祉協議会内）
TEL ８９４－８５２１　　FAX ８９２－８９７４

令和3年度　区社協協力金目標額

区社協協力金目標額　　1,259,712　円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
区社協協力金	豊田	9,332	298,624
	笠間	5,834	186,688
	小菅ヶ谷	5,655	180,960
	本郷中央	6,562	209,984
	本郷第三	4,447	142,304
	上郷西	3,456	110,592
	上郷東	3,413	109,216
	小計	38,699	1,238,368
その他	事務局	－	21,344
合　計		－	1,259,712

※実施期間:令和3年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和3年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額:　区社協協力金　対象世帯数×32円

資料№.7

4 月区連会定例会説明資料
令 和 3 年 4 月 20 日
健康福祉局健康安全課
ワクチン接種調整等担当

新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について

４月から開始を予定しているワクチン接種について、現時点の状況及び今後の見通しについて、情報提供いたします。

１　個別通知の発送について

個別通知発送時期	対象者	市内対象者数
４月下旬 ※発送は対象者ごとに２段階	80 歳以上	約 29 万人
	75～79 歳	約 19 万人
５月中旬 ※発送は対象者ごとに２段階	70～74 歳	約 24 万人
	65～69 歳	約 20 万人

〇個別通知には、以下の書類を同封します。
（接種券/予診票/ワクチン説明書/接種案内ちらし）

※視覚障害者への対応
　封筒の点字印刷、接種案内チラシの音声読み上げの二次元コード及び切り欠き加工を行います。

※在住外国人への対応
　接種案内チラシに多言語ウェブページの QR コードを掲載します。

２　横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話番号	0120-045-070　※予約用電話番号については、後日発表します。
ＦＡＸ	050-3588-7191（※耳の不自由な方のお問合せ用ＦＡＸ番号です）
受付時間	９時から 19 時　（土曜日、日曜日、祝・休日も実施）
対応言語	日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語

３　高齢者接種について

（１）施設接種

４月 12 日の週から、高齢者施設に入所している方を対象に介護老人保健施設（老健）及び特別養護老人ホーム（特養）で接種を開始します。

接種開始時期（※１）	高齢者施設		
	計	老健	特養
4/12 の週	14 施設（約 2,700 人）	11 施設	３施設
4/19 の週	17 施設（約 3,800 人）	11 施設	６施設
4/26 の週	７施設（約 1,600 人）	４施設	３施設
５/３の週	１施設（約　300 人）	－	１施設
合計	39 施設（約 8,400 人）	26 施設	13 施設

※：１回目接種の時期。２回目は３週間後の予定

（２）集団接種・個別接種

５月以降に開始する集団接種及び個別接種の準備状況は次のとおりです。集団接種及び個別接種の予約受付は、個別通知発送後から行う予定です。決まり次第あらためてご案内いたします。

ア　集団接種

５月 17 日の週からの接種開始に向けて、４月中旬までに各区の接種会場（別紙１）を設営し、各会場でシミュレーションを実施するなどの万全の準備を整えます。

イ　個別接種

市内約 1,070 の医療機関（病院約 70、診療所約 1,000：3 月 31 日現在）で個別接種を実施予定です。５月中旬以降、ホームページ等で接種医療機関をご案内します。

接種手法/月		４月	５月	６月	７月
施設接種		4/12 週～ 開始予定			
集団接種			5/17 週～ 開始予定		
個別接種	病　院 診療所			６月以降 開始予定	

４　ワクチン NEWS について

ワクチン接種に関する情報をタイムリーにお伝えするため、別添「ワクチン NEWS」を発行しています。

創刊号は、各自治会・町内会長あてお送りします。

次号以降は、地域ケアプラザ等、各公共施設等に配架し、広く市民の皆様に情報をお伝えしていきます。

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター　Tel 0120-045-070	【本資料について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841 FAX 045-664-7296 MAIL　kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

別紙１

■集団接種会場（各区の接種会場）

区	会場名	実施時間（予定）	１日最大接種回数※	区	会場名	実施時間（予定）	１日最大接種回数※
鶴見区	鶴見公会堂	10時から16時まで	450回	金沢区	金沢地区センター	10時から16時まで	450回
神奈川区	神奈川公会堂	10時から16時まで	300回	港北区	港北公会堂	10時から16時まで	450回
西区	西公会堂・西地区センター	10時から16時まで	450回	緑区	緑公会堂	10時から16時まで	450回
中区	技能文化センター	10時から16時まで	150回	青葉区	青葉公会堂・青葉スポーツセンター	13時から16時まで	600回
	中スポーツセンター	10時から16時まで	300回	都筑区	都筑公会堂	10時から16時まで	450回
南区	南公会堂	10時から16時まで	450回	戸塚区	戸塚スポーツセンター	10時から16時まで	450回
港南区	港南スポーツセンター	10時から16時まで	450回	栄区	栄スポーツセンター	10時から16時まで	450回
保土ケ谷区	保土ケ谷スポーツセンター	10時から16時まで	450回	泉区	泉公会堂	10時から16時まで	450回
旭区	旭スポーツセンター	10時から16時まで	450回	瀬谷区	瀬谷スポーツセンター	10時から16時まで	450回
磯子区	磯子スポーツセンター	10時から16時まで	450回	**計　19か所**			**8,100回/日**

※　１日最大接種回数は、レイアウト上の最大接種回数

新型コロナウイルス ワクチンNEWS No.1

発行：横浜市健康福祉局健康安全課
令和３年３月31日発行

令和３年３月24日時点の情報をもとに作成しています。

創刊

『新型コロナウイルス・ワクチンNEWS』では、横浜市のワクチン接種についての情報をわかりやすく提供します。

個別通知（接種券）の送付について

横浜市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、国の示す接種順位に従って対象となる方全員が市内各所でワクチンの接種を受けられるよう準備を進めています。

高齢者の方への個別通知（接種券）の発送は、４月下旬から年齢別に順次発送します。

対象者	80歳以上	75歳以上	70歳以上	65歳以上
送付時期	４月下旬 *発送は2段階		５月中旬 *発送は2段階	

接種券が届いたら

ワクチンの接種には事前に**予約**が必要です。
接種券は接種の予約、接種会場での受付で必要となるため、お手元に届いたらなくさないよう大切に保管してください。

＊予約システムは接種券送付までに開設予定です。

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせは、
横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター まで

☎0120-045-070

FAX **050-3588-7191**
（耳の不自由な方のお問合せ用FAXです）

受付時間 ９時から19時まで（土、日、祝日も実施）
８か国語に対応します（English、中文、한국、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語）

【新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！】
ワクチン接種は無料です。行政機関や病院などが、ワクチン接種のために金銭を求めることはありません。

教えて！ 新型コロナウイルス ワクチンのこと!!

接種費用はかかりますか?

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は無料で受けられます。

私は予防接種を受けることができますか？

現在国で承認されているワクチン（ファイザー社製）については、対象者の年齢が 16 歳以上の方とされています。

ワクチン接種のスケジュールは?

高齢者の接種は、５月 17 日の週より集団接種会場での接種を開始し、６月上旬より医療機関での接種を開始する予定です。
それ以外の方の接種も、国のスケジュールに基づき順次開始します。

ワクチンは何回接種すればいいの？

ファイザー社製ワクチンの場合、２回接種が必要となります。１回目の接種を受けてから３週間後の同じ曜日に２回目を受けていただくことになっています。３週間を超えた場合、できるだけ早く２回目の接種を受ける必要があります。

ワクチンは必ず接種しなくてはならないの？

市民の皆様には、接種を受けていただくことをおすすめしていますが、強制ではありません。
接種には本人や保護者の同意が必要です。

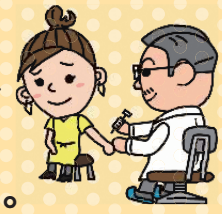

横浜に住民登録している親族が市外の施設に入所しています。どこで接種を受けられますか?

長期入院、入所している方等やむを得ない事情による場合には、住民票所在地外の場所でも接種を受けることができます。

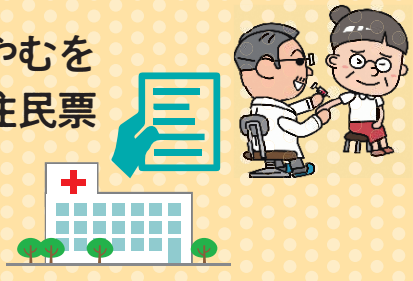

資料 No. 8
栄区区連会資料
令和3年4月20日
国土交通省横浜国道事務所
東日本高速道路(株)横浜工事事務所
横浜市道路局

令和3年度　横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について（R3.4. 20）

※班回覧が再開した場合には、改めて5月に回覧を依頼します。

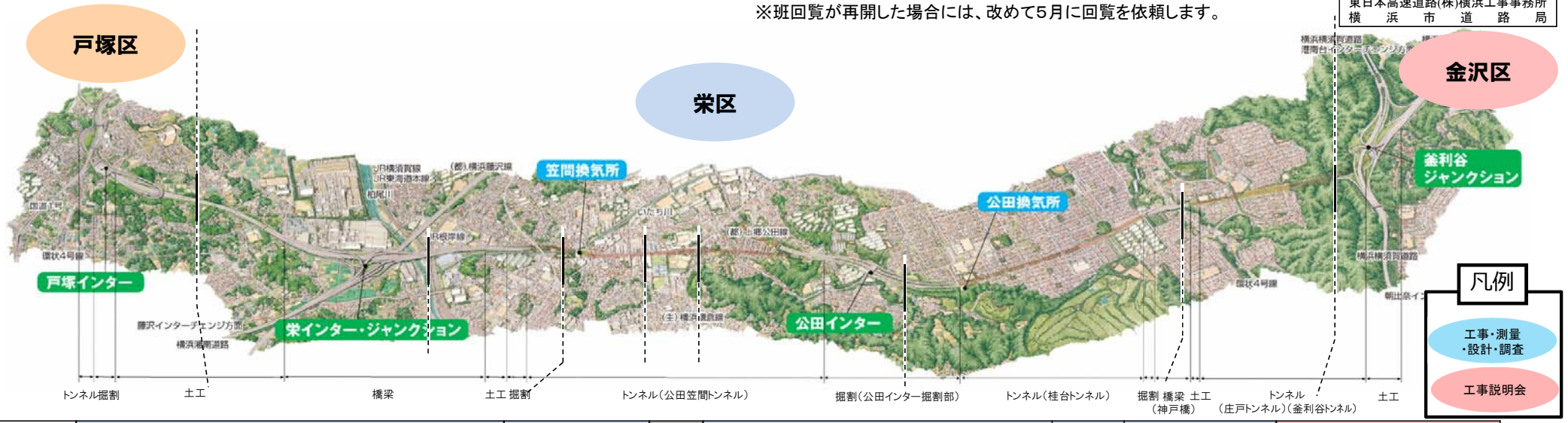

連合等		豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷（金沢区）
事業者施行区間		国土交通省施行区間				東日本高速道路㈱施行区間						
		横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区		桂公田工事区	上郷桂台工事区		庄戸工事区	釜利谷工事区
横国・NEXCO 高速道路事業	R2年度以前	●小雀高架橋上・下部工事(H26.8～) ●トンネル準備工事	●戸塚IC工事(H30.9～) ●小雀地区改良工事(H30.11～)	●栄ICJCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事		●公田笠間トンネル工事(H28.4～)		●公田地区掘割試験工事(H26.2～)	●桂台トンネル工事(H27.4～) ●神戸橋(PC上部工)工事(R2.12～)		●釜利谷庄戸トンネル工事(R3.2～R8.8) ●釜利谷庄戸トンネル工事説明会	●釜利谷ジャンクション Fランプ橋(鋼上部工)工事(R2.10～)
	第1四半期							●公田インターチェンジ工事 ●公田インターチェンジ工事説明会				
	第2四半期					●公田笠間トンネル掘進開始に伴う説明会						
	第3四半期								●神戸橋(PC上部工)工事工事説明会			●釜利谷ジャンクション Hランプ第二トンネル工事
	第4四半期											
横浜市 関連街路事業	事業名	「横浜藤沢線」	「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」「笠間交差点改良」「環状4号線[原宿六ツ浦]（笠間～鎌倉女子拡幅)」					「上郷公田線(公田地区)」	「上郷公田線(上郷・桂台地区)」「環状4号線(神戸橋改良)」			
	第1四半期	●水路切り回し工事【横浜藤沢線】(戸塚区小雀町地内)	●水路切り回し工事【横浜藤沢線】(栄区田谷町地内)			●笠間交差点改良工事(R2.8～)		●(仮称)桂町トンネル工事(R2.2～R6.3)	●設計 関係機関との協議を行い、道路の設計を進めます			
	第2四半期		●農水路切り回し工事【田谷線】(栄区田谷町地内)	●【横浜藤沢線】【田谷線】工事計画説明会								
	第3四半期											
	第4四半期			●【横浜藤沢線】【田谷線】工事計画説明会								

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。また、昨今の状況を鑑み、説明会の実施方法等については適切に対応します。

問合せ先　横浜市 道路局横浜環状道路調整課　045-671-2759

横浜環状南線事業の進ちょく状況について≪参考≫

連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)	
事業者施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路㈱施行区間							
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区		桂公田工事区	上郷桂台工事区		庄戸工事区	釜利谷工事区	
沿線工事の状況			『栄IC・JCT JR跨線橋梁工事』(飯島町地内)豊田高校跡地付近にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の上部工の架設を行っています。		公田笠間トンネル立坑内でシールドの組立てを行っています。							
	『小雀地区トンネル準備工事』 トンネル工事(シールドマシン発進)のため準備工事を行っています。	『戸塚IC工事』 国道1号をアンダーパスするためのBOX工事を行っています。			擁壁・防音ハウスの構築を行っています。		『公田インターチェンジ工事』 公田インターチェンジの試験工事が完了し、本体工事の準備をしています。	『桂台トンネル工事』 本線シールドトンネルの掘削をしています。		『釜利谷庄戸トンネル工事』 トンネルの掘削をしていきます。	『釜利谷ジャンクションFランプ橋(鋼上部工)工事』 橋梁部の施工をしていきます。 『釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事』 トンネル部と土工事を施工していきます。	
	『小雀地区高架橋上部工事』 橋梁の上部工の桁製作や架設を行っています。	『小雀地区改良工事』 高速道路を横断するBOXの工事を行っています。		『栄IC・JCT橋梁上部工事』(田谷町地内)田谷農地内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の橋脚構築等を行っています。	回転立坑の内部構築工事を行っています。							

資料No.９
栄区区連会資料
令和３年４月20日
東日本高速道路(株)
横浜工事事務所

令和３年４月吉日

各　位

東日本高速道路㈱
関東支社 横浜工事事務所

横浜環状南線　公田インターチェンジ工事に関する説明会について（お知らせ）

平素より横浜環状南線の事業に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、「横浜環状南線　公田インターチェンジ工事」に関する説明会を下記のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。なお、現場見学会も併せて実施する予定です。

記

1．日時･会場

説明会	日　時	会　場
横浜環状南線 公田インターチェンジ工事 に関する説明会 （現場見学会も併せて実施）	5月中旬頃 （詳細な日時は調整中）	公田インターチェンジ 工事現場内

2．主 催 者　　東日本高速道路㈱ 横浜工事事務所

3．説明内容　　･施工済み函体内の現場見学
･公田インターチェンジ工事に関するご説明
･質疑応答

4．工事概要　　裏面記載のとおり

5．対象地区　　桂公田町、公田ハイツ、グリーンテラス本郷台、桂台
※新型コロナウイルス感染防止のため、工事箇所に隣接する地区を対象とさせていただきます。
※なお、新型コロナウイルス感染防止策として、神奈川県の実施方針および国の基本的対処方針等に則り、以下の対策を実施いたします。
･発熱(37.5℃以上)がある方、体調のすぐれない方への参加のご遠慮
･来場者及びスタッフのマスク常時着用
･来場時の手指アルコール消毒及び検温の実施
･社会的距離の確保のため、座席間隔を確保
※対象地区の方々には、詳細を別途ご案内させていただきます。

6．問合せ先　　東日本高速道路㈱ 横浜工事事務所　代表　TEL：045-439-0180

以　上

横浜環状南線　公田インターチェンジ工事

■ 平面図

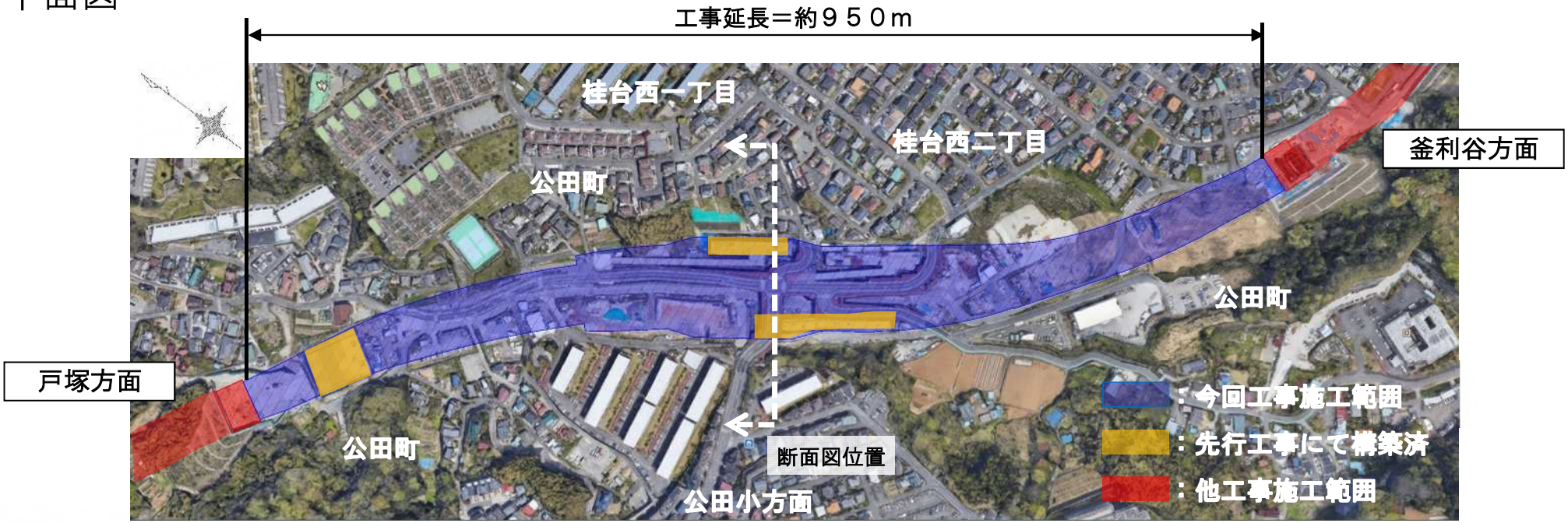

■ 断面図

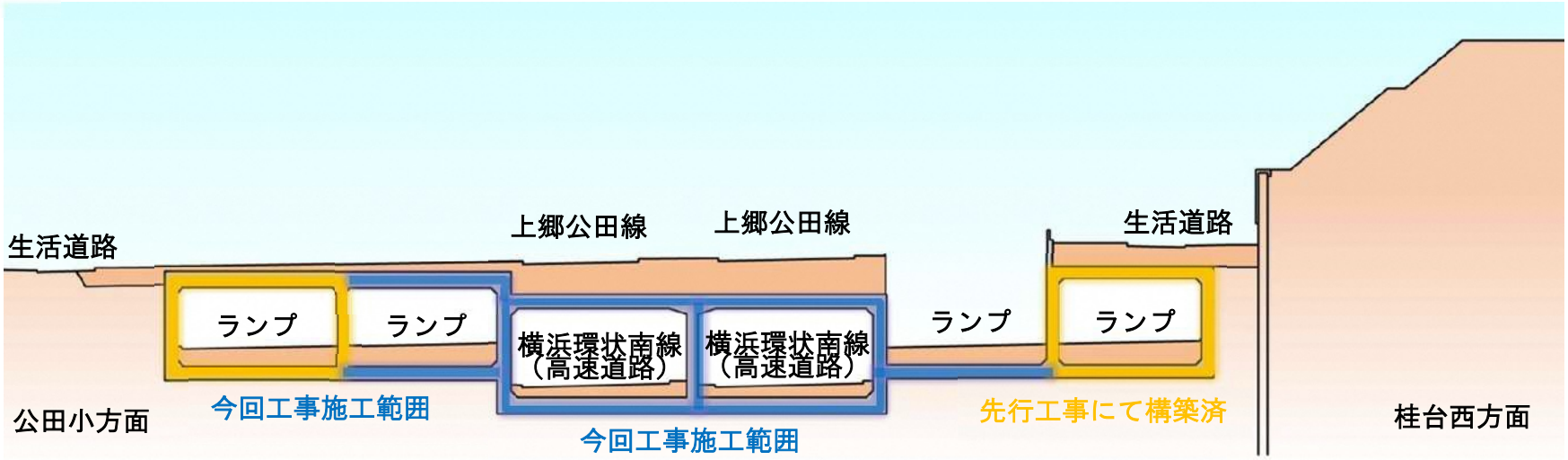

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

令和2年度 栄区ごみ量の報告について

資料No. 10

区連会説明資料
令和３年４月２０日
資源循環局栄事務所

区民の皆様には、日頃から、ごみの分別や減量にご協力いただき、ありがとうございます。
令和2年度の「燃やすごみ量」は、コロナ感染症による在宅勤務等の影響により、速報値で、目標に対し総量で748トンの増となりました。
毎年、5月になりますと、庭の剪定枝や雑草が大量に出て、「燃やすごみ量」を押し上げています。集積場所にはすぐに出さず、2～3日置いておくと、自然乾燥し水分が減少します。
今後も引き続き、分別の徹底と水切りにご協力ください。

1 目標と実績の差異（栄区家庭系）

	燃やすごみ量		原単位 ※注1	ごみと資源の総量		原単位
目標値	2年度	18,023t	408g	2年度	27,133t	633g
				12月累計	20,801t	644g
実績	2年度	18,771t	430g	12月累計	21,803t	663g
	差異	748t	22g	差異	1,002t	19g

※ 注1…原単位＝1人1日あたりの排出量
※ 目標値は、3R夢プラン基準年度となる21年度実績に対して、原単位で「燃やすごみ：▲28g」「ごみと資源の総量：▲81g」としています。

2 燃やすごみ量（令和2年度速報値）

		4－6月	21年度比	7－9月	21年度比	10－12月	21年度比	1-3月	21年度比	3月までの累計	21年度比
	2年度(t)	5,292	6	4,626	▲ 580	4,629	▲ 414	4,224	▲ 151	18,771	▲ 1,139
	原単位(g)	485	21	420	▲ 32	421	▲ 17	392	3	430	▲6
	元年度(t)	4,804	▲ 482	4,742	▲ 464	4,624	▲ 419	4,182	▲ 193	18,353	▲ 1,557
	原単位(g)	440	▲ 24	430	▲ 22	420	▲ 18	384	▲ 5	419	▲ 17
基準年	21年度(t)	5,286		5,206		5,043		4,375		19,910	
基準年	原単位(g)	464		452		438		389		436	

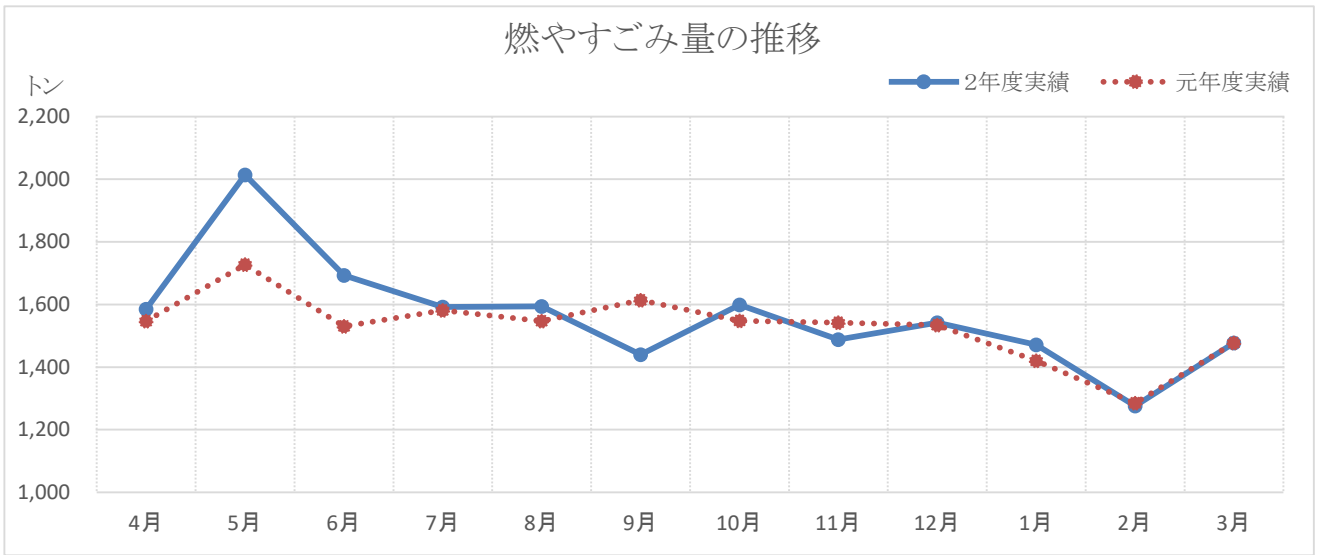

市連会４月定例会説明資料
令　和　３　年　４　月　１２　日
資源循環局政策調整課

令和２年度　家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

１　家庭ごみ収集量

新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言発出期間中を中心に、家で過ごす時間が長くなったこと等により、前年同時期と比べ増加しました。

・燃やすごみ　　約　１万9,000トン（3.5％）増加
・缶・びん・ペットボトル　　約　4,000トン（8.1％）増加
・プラスチック製容器包装　　約　3,000トン（5.3％）増加

家庭ごみ収集量　　【単位：トン】

	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	プラスチック製容器包装
令和２年度	566,576	57,965	54,755
令和元年度	547,191	53,625	52,013
増減	19,385 (3.5%)	4,340 (8.1%)	2,742 (5.3%)

２　令和３年度に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。

コロナ禍においても市民の皆様が日常生活を安心して送れるよう、感染症対策を徹底し、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に継続していきます。

担　当　：資源循環局政策調整課
電　話　：０４５－６７１－２５０３
ＦＡＸ　：０４５－５５０－４２３９
Ｅメール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

資料No..11

区連会４月定例会資料
令和３年４月20日
栄区地域振興課

第二次
栄区読書活動推進目標

栄区いたち川マスコット
タッチーくん

お問い合せ　栄区役所・栄図書館

栄区地域振興課生涯学習支援係
〒247-0005 栄区桂町303-19
TEL 045-894-8395
FAX 045-894-3099

栄図書館
〒247-0014 栄区公田町634-9
TEL 045-891-2801
FAX 045-891-2803

読書　横浜市栄区　検索

発行:令和3年3月

＼今後、おおむね５年間の／

第二次栄区読書活動推進目標

横浜市では、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」を平成26年4月に施行し、第一次横浜市民読書活動推進計画(平成26～30年度)を策定しました。

栄区では、この計画に基づき、(第一次)栄区読書活動推進目標を平成27年3月に策定し、区民の皆様が気軽に読書に親しめるよう、読書活動を推進してきました。

その後、平成28年度までに全ての小中学校及び特別支援学校に学校司書が配置されるとともに、平成29年度には、飯島中学校と西本郷中学校が「子供の読書活動優秀実践校」として文部科学大臣より表彰されました。また、平成30年10月にセーフコミュニティ再認証を取得するなど、栄区の読書活動を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。

栄図書館の貸出冊数は、令和元年度で年間40万冊を超えており、区民1人あたりで換算すると市内第2位となり、区民の読書量は高い水準にあります。また、栄区ならではの読書活動として、いたち川沿いの散策を楽しみながら図書館に立ち寄り、お気に入りの本の予約・受取を習慣にしている区民もいます。

このたび、令和元年12月には、第二次横浜市民読書活動推進計画(令和元～5年度)が策定されましたので、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、栄区の地域性に対応した読書活動の推進を図るため、今後、おおむね5年間の第二次栄区読書活動推進目標を策定しました。

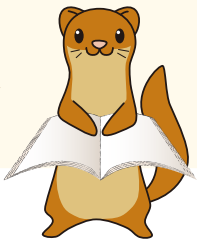

第二次栄区読書活動推進目標と具体的な取組

目標 1　読書を身近で気軽に親しめるようにします。

読書関連施設(あーすぷらざ映像ライブラリー・情報フォーラム、地区センター及びコミュニティハウスの図書コーナー)に対する区民の認知度を向上させて読書活動の場としての存在感を発揮させます。

また、図書館及び読書関連施設が所蔵している図書資料の情報、読書活動団体に関する情報、読書関連イベント等の情報を区民に向けてタイムリーに発信します。

具体的な取組

- ●区役所や図書館などで読書関連施設を定期的に紹介し、読書を身近で気軽に親しめる場としてPRします。(新規)
- ●毎年11月の「市民の読書活動推進月間」を中心に、図書館及び読書関連施設では、イベントの開催や図書資料の企画展示などを行い、子どもから高齢者まで、より多くの人が読書に親しみ、かつ楽しむことができるようにします。(継続)
- ●乳幼児には、幼少期から読書に親しむ習慣をつけるため、図書館司書が図書館及び区役所の乳幼児健診において、おはなし会、読み聞かせ、絵本の紹介などを行います。(継続)
- ●図書館及び読書関連施設のホームページの充実を図ります。また、区役所のホームページでは、区内の読書活動に関する情報を一元的に取り扱うとともに、図書館及び読書関連施設のホームページとリンクを張ります。(新規)

【消防ワールド&おはなし会】令和元年11月9日開催
図書館と栄消防署との協働により防災体験と
消防おはなし会をパッケージしました。

【読み聞かせ】あーすぷらざでは、映像ライブラリーで
二言語の読み聞かせを行っています。

目標 2　読書活動の魅力を高め区民の読書意欲を向上させます。

区役所と図書館等が連携して読書活動推進事業を効果的に実施します。

図書館では、不読率が高いティーンズ世代を対象にしたコーナーの魅力を高め、読書意欲の向上を促進します。

図書館、あーすぷらざ、小中学校では、司書によるレファレンスサービスを充実させて、利用者の満足度を高めます。

また、図書館及び読書関連施設では、誰もが快適で安全・安心して読書活動を行えるようにします。

具体的な取組

- 読書啓発イベントとして、ビブリオバトル（誰でも参加できる本の紹介ゲーム）、読書講演会などを開催し、読書活動のきっかけになるようにします。（継続）
- 読書意欲の向上を図るため、読んだ本の記録や感想を書き残す読書ノート、親子のえほんノートなどの啓発グッズを作成し配布します。（継続）
- 図書館では、ティーンズコーナーの古い本の買換えを計画的に行うとともに、ティーンズ世代に読書に関心をもってもらうため、本の紹介を中心とした企画展示を行います。（継続）
- 図書館、あーすぷらざ、小中学校では、利用者の調べたいこと、探している図書資料などの相談ごとに対する司書のレファレンスサービスについて、的確な対応に心掛けて利用者の満足度向上につなげます。（新規）
- 図書館の中庭及びテラス、上郷地区センターの西花壇などは快適な読書活動に寄与する資源として活用します。（継続）
- 快適で安全・安心な読書活動に向けて、開館から30 年以上が経過した図書館の施設・設備の老朽化対策を計画的に推進します。また、図書館及び読書関連施設では新型コロナウイルス等の感染症予防対策を徹底するとともに、利用マナーの向上を図ります。（新規）

【ビブリオバトル】令和元年12月7日開催
バトラーは市立中学6校の生徒と区内で読書活動に携わる成人の方にお願いしました。

【読書講演会】令和2年2月6日開催
身近な大人が手渡す本が子どもの生きる力を培うことについて、大変ユニークで興味深いお話をいただきました。

【読書ノート&親子のえほんノート】

目標 3　読書活動ネットワークの充実を目指します。

図書館では、読書活動の拠点として読書活動を支援するためのセンター機能を強化し、読書関連施設及び小中学校との連携を目指します。

あーすぷらざは、世界の多様な文化に触れ、環境・平和・人権など世界規模で起きている問題を考えることができる専門図書館として引き続き機能していきます。

また、読書活動の担い手となるボランティアの発掘・育成を推進するとともに、ボランティアのスキルアップや相互交流を図り、ネットワークづくりを促進します。

具体的な取組

- 図書館と読書関連施設では適切な役割分担のもとで連携を推進し、計画的に利用者サービスの向上に取り組みます。（新規）
- 区民から寄贈された本を再利用し、図書館及び読書関連施設の蔵書を充実させます。（継続）
- 図書館では小中学生などの図書館見学や職業体験学習などを受け入れます。また、司書教諭及び学校司書のスキルアップのための支援、図書館蔵書の教職員向け貸出など、図書館と小中学校の連携を強化し、学校図書館の充実に取り組みます。（継続）
- 読み聞かせ・わらべうた、図書修理など、ボランティア活動の場や機会を提供するとともに、実習と交流を組み合わせた講座、講習会などを開催し、ボランティアのスキルアップと相互交流を図ります。（継続）

【読み聞かせボランティア講座】令和元年12月3日開催
豊田地域ケアプラザではボランティアのスキルアップのために、図書館司書が講師となり実演を交えた講座を開催しました。

※第二次目標では第一次目標における取組の成果と課題を踏まえ一層の深度化を図ります。

栄区読書マップ

1 栄図書館

栄区公田町634-9　☎891-2801

休館日　施設点検日、特別整理日、年末年始等

開館時間　9時30分～19時
※土曜・日曜・月曜・祝日は9時30分～17時

アクセス　根岸線「本郷台駅」下車徒歩13分
神奈中・江ノ電バス「栄警察署前」下車徒歩2分（船05、07系統ほか）

所蔵冊数 約110,000冊

★1人6冊まで2週間借りることができます。

◀2階には整然と並んだ一般書の書架

1階には中庭に面した▶子どもの本のコーナー

2 神奈川県立地球市民かながわプラザ あーすぷらざ

栄区小菅ケ谷1-2-1　☎896-2976,2977

休館日　毎週月曜（祝日の場合は開館）、年末年始

開館時間　9時～17時（映像ライブラリー）
9時～20時（情報フォーラム）
※土曜・日曜・祝日は9時～17時

アクセス　根岸線「本郷台駅」下車徒歩3分

所蔵冊数 約46,000冊

★1人6冊まで3週間借りることができます。

【映像ライブラリー】
本と映像作品が楽しめる専門図書室です。世界の多様な文化にふれ、環境や平和など世界規模の課題について考えることができる図書・雑誌・映像作品を多数閲覧できます。

【情報フォーラム】
地球市民のための情報と活動のひろばです。各コーナーには実際の活動に役立つ資料がたくさんあります。

3 本郷地区センター

栄区桂町301　☎892-5310

休館日　第3月曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始

開館時間　9時～21時
（図書の貸出は閉館30分前まで）
※日曜・祝日は9時～17時

アクセス　根岸線「本郷台駅」下車徒歩8分
神奈中・江ノ電バス「栄警察署前」下車徒歩3分（船05、07系統ほか）

所蔵冊数 約3,800冊

栄区の中心に立地し、本郷台駅にも近くとても便利です。話題本を取り揃えたコーナーには館長一押しの本が並べてあり、自分に合った本が見つけられます。本を予約すれば帰宅時に立ち寄り受け取ることもできます。

4 豊田地区センター

栄区飯島町1368-1　☎895-1390

休館日　第3月曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始

開館時間　9時～21時
（図書の貸出は閉館30分前まで）
※日曜・祝日は9時～17時

アクセス　江ノ電バス「飯島上町」「貝殻坂」下車徒歩2分（T4系統ほか）

所蔵冊数 約10,000冊

身近な図書サービスの拠点として所蔵冊数が充実しており、さらに蔵書の更新に取り組んでいます。書架でお気に入りの本を探して窓側の自習席での読書をお勧めします。

5 上郷地区センター

栄区上郷町1173-5　☎892-8000

休館日　第4火曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始

開館時間　9時～21時
（図書の貸出は閉館30分前まで）
※日曜・祝日は9時～17時

アクセス　神奈中バス「中島」「西ケ谷入口」下車徒歩5分（船08、港36系統ほか）

所蔵冊数 約8,800冊

いたち川、花壇などに囲まれた水と緑のオアシスを形成しています。四季折々の花と、初夏のホタルや秋の紅葉など自然環境に恵まれています。植物の育て方やレシピ本、子どもと楽しむ絵本を多数揃えています。

6 飯島コミュニティハウス

栄区飯島町1863-5　☎891-1766

休館日　第4火曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始

開館時間　9時～21時 ※日曜・祝日は9時～17時

アクセス　江ノ電バス「大道」下車徒歩5分（T4系統ほか）

所蔵冊数 約900冊（児童書）

坂の上に立地する単独館です。絵本など児童書を集めたキッズコーナーでは、絵本の読み聞かせ「にこにこおはなし会」を毎月開催しています。

7 上郷矢沢コミュニティハウス

栄区桂台南2-34-2　☎895-1037

休館日　第3水曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始

開館時間　9時～21時 ※日曜・祝日は9時～17時

アクセス　神奈中バス「犬山」「矢沢」下車徒歩5分（港33、船11系統ほか）

所蔵冊数 約2,800冊

木造建築ならではの木のぬくもりが感じられる単独館です。日当たりのよい閲覧席で隣接する矢沢なかよし公園を眺めながらの読書は快適です。

8 庄戸中学校コミュニティハウス

栄区庄戸3-1-1　☎890-1877

休館日　毎週水曜・金曜、年末年始

開館時間　9時～21時（図書の貸出は9時～18時）

アクセス　神奈中バス「庄戸」下車徒歩2分（港35、金24系統ほか）

所蔵冊数 約2,700冊

中学校跡にある、一般書を中心にした図書コーナーです。受賞作など人気の高い新刊本を購入しており、ホームページ、チラシなどでご案内しています。

9 本郷小学校コミュニティハウス

栄区中野町16-1　☎895-5588

休館日　毎週月曜・水曜、年末年始

開館時間　9時～21時（図書の貸出は閉館30分前まで）

アクセス　神奈中バス「本郷小学校前」下車徒歩1分（船07系統ほか）

所蔵冊数 約3,200冊

小学校に併設された図書コーナーです。受賞作など人気の高い新刊本を取り揃えていますので、いたち川沿いの散策を楽しみながらお寄りいただけます。

資料Ｎｏ．12

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

区連会４月定例会資料
令和３年４月20日
総　　務　　課

令和３年度栄区予算について

令和３年度栄区予算について、別紙のとおりご報告いたします。

(担当)
栄区役所総務課
天住、奈木
電話 894-8313　FAX 895-2260
Ｅメール sa-yosan@city.yokohama.jp

令和３年度　栄区予算の考え方

やさしさと自然を感じられるまち　さかえ
～人がつながり　地域がつながる～

＜基本的な考え方＞

社会情勢の変化や区民ニーズに適切に対応するため、「現場主義」を徹底し、地域の声を伺うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）を意識した取組を進め、区民の皆様に寄り添った行政サービスを持続的に提供します。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染症対策の徹底と「新しい生活様式」への転換・定着を念頭に置いて事業に取り組み、誰もが安全・安心に暮らせる、自然豊かな環境で人や地域のつながりを実感できるまちを目指します。

＜主な取組＞

Ⅰ「まちの魅力づくり」

地域活動の担い手育成を促進する取組、駅周辺のまちづくり、環境に配慮した取組など、誰もが暮らし続けたいと思える魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

- 地域活動に関するポータルサイトの構築
- 本郷台駅周辺地区の魅力向上検討

Ⅱ「みんなが支えあい・助けあい、安心を感じるまちづくり」

地域の皆さまと連携しながら第４期栄区地域福祉保健計画を策定し、子育て支援や障害児・者との交流事業、高齢者の地域ケアなどを推進します。セーフコミュニティの取組の理解を広げ、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

- 第４期栄区地域福祉保健計画の策定
- 育児に関するリーフレットの作成
- 就労支援テキストの作成

Ⅲ「防災力・減災力の強化」

激甚化する風水害などの大規模災害発生時に適切な避難行動、被害軽減につながるよう、自助・共助・公助による防災・減災の向上に向けた取組を推進します。

- 広報スピーカーの出力アップ
- 福祉避難所開設・運営訓練の実施

Ⅳ「地域に寄り添う区役所の推進」

地域ニーズやマイナンバーカードの普及などの社会情勢の変化を捉えて、区民の皆様に寄り添った行政サービスの提供につなげます。

- コンビニ交付サービスの普及啓発
- 栄区人材育成研修の実施

令和3年度　栄区予算について

１ 区分別総括表　　（単位：千円）

項　目	令和３年度予算 A	令和２年度予算 B	増▲減 C＝A－B
（１）自主企画事業費	103,426	103,646	▲ 220
（２）統合事務事業費	36,542	36,596	▲ 54
（３）区庁舎・区民利用施設管理費	528,405	534,504	▲ 6,099
合計	668,373	674,746	▲ 6,373

２ 内訳

（１）自主企画事業費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ３予算額	Ｒ２予算額	増▲減
1 魅力発信・にぎわいあるまちづくり	21,738	20,174	1,564
2 セーフコミュニティ	12,692	15,165	▲ 2,473
3 さかえ環境まちづくり推進事業	13,989	15,311	▲ 1,322
4 防災力向上事業	14,983	15,918	▲ 935
5 安全・安心まちづくり推進事業	1,977	2,434	▲ 457
6 福祉保健・健康づくり推進事業	6,726	8,418	▲ 1,692
7 子育て・子ども応援事業	3,589	3,563	26
8 高齢者・障害者支援事業	13,232	14,018	▲ 786
9 おもてなし区役所推進事業	9,715	7,070	2,645
10 広報・広聴事業	4,785	1,575	3,210
合計	103,426	103,646	▲ 220

（２）統合事務事業費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ３予算額	Ｒ２予算額	増▲減
1　統合事務費	20,947	21,516	▲ 569
2　統合事業費	15,595	15,080	515
合計	36,542	36,596	▲ 54

（３）区庁舎・区民利用施設管理費　　（単位：千円）

事業名	Ｒ３予算額	Ｒ２予算額	増▲減
1　区庁舎等	61,709	61,136	573
2　区版市民活動支援センター	13,056	18,894	▲ 5,838
3　土木事務所	11,661	11,475	186
4　公会堂	49,252	49,775	▲ 523
5　地区センター（３か所）	99,982	100,149	▲ 167
6　ログハウス	8,677	8,677	0
7　区民文化センター	113,050	113,050	0
8　老人福祉センター	87,960	87,960	0
9　コミュニティハウス（４か所）	42,100	42,096	4
10　スポーツセンター	36,390	37,040	▲ 650
11　広場・遊び場等（８か所）	1,321	1,355	▲ 34
12　区庁舎・区民利用施設修繕費	3,247	2,897	350
合計	528,405	534,504	▲ 6,099

資料No.13

区連会４月定例会説明資料
令 和 ３ 年 ４ 月 ２０ 日
栄 区 区 政 推 進 課

栄 政 第 1425号
令和３年４月20日

栄区連合町内会
会長　磯﨑　保和　様

栄区長　冨士田　学

令和３年度横浜市予算についての要望（回答）

さきにご要望(令和２年11月２日)のありましたことについて､次のとおりお答えします。

１道路・交通体系の整備
(1)横浜環状南線などの道路整備と周辺まちづくりの推進
横浜環状南線、横浜湘南道路、上郷公田線の整備については、引続き安全と環境に十分配慮し、地域住民の理解も得ながら事業を推進し、早期に完成させること。中でも、区内の横浜環状南線の２箇所の換気所における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組について、事業者である国及び東日本高速道路株式会社に働きかけをすること。また、周辺道路の整備においては、現在の生活道路の安全性と利便性を損なうことが無いよう留意すること。さらに、栄インターチェンジ・ジャンクション周辺では、地域の将来の発展を見据え、周辺の道路環境に合わせたバス路線の新設等交通体系の整備や、高齢化が進むまちにふさわしい魅力を高めるための検討を進めること。

(回答)
横浜環状南線、横浜湘南道路については、トンネルや橋梁工事など、全線に渡り工事を進めています。開通時期については、横浜環状南線が令和７年度、横浜湘南道路においては令和６年度と示されています。引き続き、工事の安全や環境に配慮しながら、本市所管の関連街路である上郷公田線も併せて早期開通に向け、南線事業者と連携し事業を推進します。
脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組については、令和元年度に南線事業者へ要請書を提出した後、市長から関係大臣等へ要望するなど、事業者に対し働きかけています。引き続き、様々な機会を捉えて、働きかけていきます。
また、当事業に伴う周辺道路の整備にあたっては、安全性や利便性にも留意しながら、整備を進めていきます。
栄インターチェンジ周辺のまちづくりについては、まちの魅力向上や防災機能の充実等を

図る観点から、道路整備の状況等を踏まえつつ、地域の皆様や企業、関係部署と連携しながら検討を進めていきます。
（道路局横浜環状道路調整課・栄区区政推進課）

(2)環状４号線の整備
環状４号線は区民生活を支える骨格となる最も重要な道路であるが、神奈中車庫前交差点、笠間交差点を始めとした各所で渋滞が発生し、バス運行などに支障が生じている。そのため、渋滞対策として、都市計画道路の優先整備路線で先行着手区間に指定されている本郷小学校交差点から神奈中車庫前交差点までの区間について早急に４車線化事業に着手し、神奈中車庫前交差点以東の区間についても４車線化を実現するための検討を始めること。また、笠間交差点及び岩瀬笠間地区については、それぞれ改良工事、４車線化工事を着実に進め、早期に完成させること。

（回答）
横浜環状南線上部の用地を活用した笠間交差点改良及び環状４号線（横浜市区間）の拡幅整備について、令和２年度より水路移設工事に着手しました。引き続き、神奈川県や交通管理者、南線事業者などの関係機関協議や用地取得を進め、早期の工事完成を目指していきます。
栄区内の都市計画道路環状４号線のうち、本郷小学校前交差点から神奈中車庫前交差点付近の区間は、平成28年３月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、令和２年度頃までの事業着手を目標とする区間として位置付けています。
しかし、整備財源となる国費が十分に確保できない状態が続いており、事業着手は困難な状況です。国の予算や事業中路線の進捗状況を見ながら、効率的・効果的な整備について検討していきます。また、神戸橋付近から以南の区間は、事業着手時期は未定としています。
なお、神奈中車庫前交差点付近から神戸橋付近までの区間は、都市計画の変更を検討する区間とされており、着手時期は都市計画手続きを行う段階で考慮するとしています。
（道路局横浜環状道路調整課・道路局企画課）

(3)身近な移動手段の確保
身近な移動手段であり、区内の重要な公共交通機関である民間バスの路線維持のためにバス事業者へ必要な支援を行うこと。また、路線維持の一環として、乗降者数の特に多いバス停の利便性・快適性向上などによるバス利用促進を図ること。

（回答）
地域交通の要であるバス路線をはじめとした地域交通の維持は、重要な課題と認識しています。本市では、「横浜都市交通計画」に「誰もが移動しやすい地域交通の実現」を位置づけ、交通事業者等と連携してバス路線の維持・充実を進めています。
また、バスを含む公共交通の利用を促進するため、区別のバスマップを作成し公共交通に

関する情報の積極的な提供などを行っています。
　なお、路線バス利用者の利便性や快適性の向上を目的とし、バス停留所を整備するバス事業者へ補助を行う、バス停留所上屋設置補助事業を令和３年度の区の自主企画事業費として予算計上しました。
（都市整備局都市交通課・道路局企画課・栄区区政推進課）

２　まちづくりの推進
(1)大船駅周辺のまちづくり
　進行中の再開発事業においては、バスターミナル利用者のための日よけやベンチを設置することなど快適性についても十分配慮した整備となるよう事業者と十分調整すること。大船駅笠間口前に計画されている公園については、再開発ビルの空地との一体的利用など地域住民が柔軟に活用できるものにすること。あわせて、大船駅笠間口周辺区域の喫煙禁止地区への指定に向けて取り組むこと。また、周辺の民間開発等に伴う大船駅笠間口の利用者増も見据え、周辺道路への負担を軽減し、歩行者の安全性を確保すること。

（回答）
　大船駅北第二地区市街地再開発事業について、再開発ビルは、令和３年２月１日に竣工しました。自転車駐車場、駅前広場等の公共施設は令和３年度末の竣工を目指し引き続き整備工事を進めていきます。
　駅前広場は、バスターミナルを運用しながらの工事となりますが、日除けや雨除けに関してバス事業者等と調整し、令和３年度早期の設置に向けて現在手続きを進めております。
公園の一体化については、公園整備を実施する大船駅北第二地区市街地再開発組合にご要望をお伝えし、調整した結果、再開発ビルとの柵の高さを低くすることによる視覚的に一体化できるような形での施工を予定しております。
　また、歩行者の安全性を確保することについては、再開発事業により、大船駅笠間口から県道大船停車場矢部を横断する歩行者数の増加が見込まれることから、自動車通行と分離して安全に県道を横断できるよう、令和元年度から県道横断歩道橋工事に着手し、令和３年３月に完成しました。
　令和３年４月１日から美化推進重点地区とする大船駅笠間口周辺の喫煙禁止地区の指定については、栄区とともに、歩行喫煙、吸い殻のポイ捨て等の状況などを踏まえながら検討してまいります。
（都市整備局市街地整備推進課・道路局建設課・資源循環局街の美化推進課）

(2)本郷台駅周辺のまちづくり
　「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえ、栄区の顔としてふさわしい魅力づくりを進めること。また、駅前開発による人口流入等の効果を活かすための検討について、長期的視点を持って進めること。

（回答）

本郷台駅周辺の民間事業者による開発に合わせ、令和３年12月に予定しているＳＡＫＡＥＳＴＡ（本郷地区センター、本郷台駅前地域ケアプラザ、さかえ区民活動センター）の開所なども踏まえながら、引き続き、駅前からいたち川にかけての魅力向上の検討を進めます。また、本郷台駅周辺の公共施設の将来的な更新や改修も視野に入れながら、駅周辺地区のまちづくりについて、区局連携して区民の皆さまと共に検討を進めます。

（都市整備局地域まちづくり課・栄区区政推進課）

(3)郊外住宅地のまちづくり

上郷東地区の持続可能なまちづくりの推進に向け、地域と連携して進めること。特に、地域交通については、バス路線の維持や利便性の向上に取り組むこと。また、用途廃止施設の後利用については、まちの再生・活性化に配慮しつつ、地域の意向を踏まえながら進めるよう関係部署と調整を図ること。

（回答）

上郷東地区のまちづくりについて、地域の皆様と連携して持続可能なまちづくりを進めます。また、バス路線の再編については、上郷公田線沿線の連合町内会の皆様と意見交換をしながら、道路整備の進ちょくに合わせて検討を進めるとともに、必要に応じてバス事業者にも働きかけていきます。用途廃止施設の後利用については、地域の意向を踏まえながら、関係部署と調整していきます。

（栄区区政推進課）

３　災害に強いまちづくり

(1)水害対策の推進

近年の水害を踏まえ、河川等の治水機能を維持するために必要な除草・伐採及び堆積した土砂の除去等を確実に実施すること。また、飯島地区の雨水調整池を含めた雨水対策について、地域の理解を得ながら事業推進し、早期に整備すること。

（回答）

飯島地区の浸水対策について、令和６年度の飯島雨水調整池の供用開始を目指して、地域の皆様の理解を得ながら、現在施工中の雨水調整池の整備工事を進めるとともに、周辺の雨水管の整備工事の発注を順次行います。

（環境創造局下水道事業マネジメント課）

(2)がけ対策の推進

栄区においては、土砂災害警戒情報が出されると避難勧告が発せられる区域、いわゆる危険性が高いがけについて、公園、市民の森などの市管理の区域が含まれている。市管理のがけ地については、近隣住民の不安解消のためにも、早期に安全対策を講じること。ま

た、民地が含まれるがけ地に対しても働きかけを実施すること。

（回答）
栄区の「土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する区域（即時避難勧告対象区域）」のうち、公園や本市が所有する樹林地内のがけ地について、土木事務所とも連携し防災対策を進めています。
上郷九号緑地及び長者ケ久保５号緑地では、防災対策工事が完了し、即時勧告対象区域の指定が解除されています。荒井沢市民の森では、防災対策として平成28年度に樹木の伐採等を実施し、現在は維持管理作業や定期点検を行っています。
市内の土砂災害警戒区域内にある崖地を対象に実施した崖地現地調査を踏まえ、対策の優先度の高い崖地の所有者へダイレクトメールを順次送付し、「崖地防災・減災対策工事助成金制度」の周知を行っております。また、「急傾斜地崩壊対策事業」の活用を働きかけるなど、様々な機会をとらえ制度の周知を行い、改善の促進を図っています。
（環境創造局みどりアップ推進課・建築局建築防災課）

(3)要援護者支援の取組の推進
要援護者の把握や日頃の顔の見える関係づくり、避難支援の取組が着実に進むよう、各自治会町内会の実情に応じた支援・情報提供を行うこと。

（回答）
いつ発生するかわからない災害への備えとして、災害時要援護者支援に対する自治会町内会の関心は高くなっていると認識しています。各自治会町内会の取組がさらに進むように、情報提供や経費補助等の支援を行います。
（栄区福祉保健課）

(4)地域防災拠点資機材の早期更新
地域防災拠点に配備されている資機材は、阪神・淡路大震災を契機に整備されており、老朽化が進み故障が多く、震災時に地域住民が使用できない可能性があるため計画的に資機材の見直しと早期更新を実施すること。

（回答）
資機材の更新について、移動式炊飯器は、操作性が良く構造が簡易な灯油式かまどセットに更新が完了しています。また、発電機は取扱いが容易で機能が向上した発電機に、投光器は全方位型のLED投光器に、全拠点の更新ができるように令和元年度から３か年程度で取り組んでいます。
（総務局地域防災課）

(5)災害時の情報提供

災害時において区からの情報は避難勧告等、区民の生命と財産の保護に直結する情報が含まれている場合もあるため、複数の広報媒体を活用して情報提供を図ること。

（回答）
災害時の情報提供につきましては、これまで市の防災情報 E メールの他、栄区においてもFAXやウェブサイト、ツイッター、広報車等を活用し情報提供を行っています。
また、栄区として防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置、緊急時情報伝達システム（緊急情報を登録した関係者に一斉に電話でお知らせできるシステム）の運用を行うことで、災害発生時の情報発信体制を強化しています。引き続き、栄区の防災力の強化を図ってまいります。
（栄区総務課）

４　国際認証「セーフコミュニティ」再認証を踏まえた着実な取組の推進
再認証取得にあたり把握した課題も踏まえ、引き続き区民や各種関係団体と連携し、改善を図りながら安全・安心なまちづくりのための予防活動を着実に進めること。

（回答）
令和２年度に実施したセーフコミュニティアンケートの結果や、活動を通じて把握した課題等を踏まえ、これまで積み重ねてきた地域・行政・関係機関の連携を大切にしながら、事故やけがの減少のための取組を着実に進めます。
（栄区区政推進課）

５　第４期栄区地域福祉保健計画の策定・推進
住民同士の支えあいや交流を深め、区民が安心して暮らせるよう、計画の一層の推進に努めること。また、少子高齢化、単身世帯が増加する現状を踏まえ、より一層地域の課題に取り組んでいけるよう、次期（第４期）計画の策定を進めること。

（回答）
栄区ではこれまで第３期地域福祉保健計画に基づき、各地区が主体となってさまざまな取組が展開され、安心して暮らせるまちづくりが進められてきました。
第４期計画については、少子高齢化等、栄区の状況を踏まえて、地域課題の解決につながるよう、区民の皆様のご意見を伺いながら策定し、引き続き区民の皆様とともに協力しながら、計画を推進していきます。（栄区福祉保健課）

６　地域包括ケアシステムの着実な推進
区行動指針について、引き続き関係者間で連携して取組を推進するとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた区アクションプランの策定を進めること。

（回答）

平成29年度に策定した「地域包括ケアシステムの構築に向けた栄区行動指針」に基づいて、引き続き、医療・福祉関係機関、事業者、ボランティア等、多様な関係者の皆様とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組みます。

この行動指針の改定版となる「区アクションプラン」については、令和２年度改定の第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容を踏まえ、現指針における４つの取組分野「介護予防・健康づくり」、「多様な主体による生活支援」、「医療・介護連携」及び「認知症支援」においてそれぞれ具体的な取組や指標を検討し、地域をはじめ関係者の皆様のご意見を伺いながら、令和３年度中に策定を進めてまいります。

（栄区高齢・障害支援課）

【各課連絡先】

横浜市栄区区政推進課（電話：045-894-8161　FAX：045-894-9127）
横浜市栄区総務課（電話：045-894-8311　FAX：045-895-2260）
横浜市栄区高齢・障害支援課（電話：045-894-8539　FAX：045-893-3083）
横浜市栄区福祉保健課（電話：045-894-6917　FAX：045-895-1759）
横浜市総務局地域防災課（電話：045-671-2011　FAX：045-641-1677）
横浜市建築局建築防災課（電話：045-671-2948　FAX：045-663-3255）
横浜市資源循環局街の美化推進課（電話：045-671-2556　FAX：045-663-8199）
横浜市環境創造局みどりアップ推進課（電話：045-671-2712　FAX：045-224-6627）
横浜市環境創造局下水道事業マネジメント課（電話：045-671-2838　FAX：045-664-0571）
横浜市資源循環局街の美化推進課（電話：045-671-2556　FAX：045-663-8199）
横浜市都市整備局市街地整備推進課（電話：045-671-2668　FAX：045-664-7694）
横浜市都市整備局地域まちづくり課（電話：045-671-2667　FAX：045-664-7694）
横浜市都市整備局都市交通課（電話：045-671-3515　FAX：045-663-3415）
横浜市道路局企画課（電話：045-671-3800　FAX:045-651-6527）
横浜市道路局建設課（電話：045-671-2757　FAX：045-663-8993）
横浜市道路局建設課鉄道交差調整担当（電話：045-671-2757　FAX：045-663-8993）
横浜市道路局横浜環状道路調整課（電話：045-671-2759　FAX：045-651-2325）

（広聴　第2020-666002号）

資料No.14

市連会４月定例会説明資料
令和３年４月１２日
都市整備局ＩＲ推進課

横浜ＩＲ（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。
今月は、以下についてお知らせいたします。

１　横浜イノベーションＩＲ広報冊子について

横浜イノベーションＩＲの広報冊子を４月１日に発行しました。本冊子は 2020 年３月 27 日発行の日経マガジンスタイル「統合型リゾート（ＩＲ）特集号」を一部転載し、発行したものです。

横浜イノベーションＩＲに関する経済評論家の岸 博幸氏と平原副市長の特別対談や横浜国立大学大学院都市科学部長（当時）川添 裕氏、横浜青年会議所第 70 代理事長三村 悠三氏の取材記事を掲載しています。

そのほか、「横浜イノベーションＩＲが目指すこと」など、ＩＲや横浜イノベーションＩＲに関する情報等も掲載しています。

この冊子は、自治会・町内会長の皆様にも、区連会配送ルートを利用しお届けします。
また、企業、関係団体への配布や市のＰＲボックス等へ配架していきます。

資料
・横浜イノベーションＩＲ　広報冊子

担当　都市整備局ＩＲ推進課
TEL　６７１－４１３５
FAX　５５０－３８６９

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料No.15

栄区連合町内会４月定例会
令 和 ３ 年 ４ 月 ２ ０ 日
区政推進課地域力推進担当

令和3年度　地区担当課長一覧表

豊田連合町内会自治会	こども家庭支援課長 和田（わだ）　哲弥（てつや） （☎894－8519）	栄土木事務所副所長 馬場（ばば）　明希（あき） （☎895－1411）
笠間連合町内会自治会	総務課長 伏見（ふしみ）　和久（かずひさ） （☎894－8310）	生活衛生課長 渡邉（わたなべ）　勝廣（かつひろ） （☎894－6909）
小菅ヶ谷連合町内会自治会	区政推進課長 永松（ながまつ）　弘至（ひろし） （☎894－8330）	福祉保健課長 角田（つのだ）　恭子（きょうこ） （☎894－6905）
本郷中央連合町内会自治会	戸籍課長 齋藤（さいとう）　修身（おさむ） （☎894－8195）	学校連携・こども担当課長 富田（とみた）　義徳（よしのり） （☎894－8409）
本郷第三連合町内会	地域振興課長 近堂（こんどう）　次郎（じろう） （☎894－8390）	生活支援課長 村山（むらやま）　一郎（いちろう） （☎894－8955）
上郷西連合町会	税務課長 鳥海（とりうみ）　仁（ひとし） （☎894－8613）	高齢・障害支援課長 小田（おだ）　淳（じゅん） （☎894－8513）
上郷東連合町会	税務課担当課長 高橋（たかはし）　豊子（とよこ） （☎894－8734）	保険年金課長 福（ふく）　渉一（しょういち） （☎894－8233）

【担当】区政推進課地域力推進担当
髙橋、安井、村山、大重
電話　894-8936　FAX　894-9127
Ｅメール　sa-chiryoku@city.yokohama.jp

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料 No.16

栄区連合町内会４月定例会資料
令 和 ３ 年 ４ 月 ２０ 日
栄 区 区 政 推 進 課

令和３年度「こんにちは区長です」参加グループの募集及び実施時期について

栄区では、区内で活動している皆さまの活動場所に区長が訪問し、ご一緒に活動を体験させていただきながら、地域でのご要望や課題等をお伺いしています。

「区長に活動を見てほしい」「区長と話をしてみたい」という団体・グループの皆さまからのお申込みについては随時募集しています。実際の訪問実施については、新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から、別途時期を調整させていただきます。

【担当】栄区区政推進課広報相談係　鶴岡、丹羽
電　話：894-8335
ＦＡＸ：894-9127

区長とお話しませんか？

『こんにちは区長です』

参加団体募集

横浜市栄区長
冨士田　学

栄区では、区内で活動している皆さまの活動場所に区長が訪問し、ご一緒に活動を体験させていただきながら、地域でのご要望や課題等をお伺いしています。
「区長に活動を見てほしい」「区長と話をしてみたい」という団体・グループの皆さまからのお申し込みをお待ちしています！

申込対象

区内に在住・在勤・在学している５名以上の各種団体またはグループ

申込方法

申込用紙（裏面）に、次の内容をご記入の上、FAXかEメール、または直接担当までお申込みください。

①団体名
②活動内容
③活動場所（住所）
④担当者の氏名・連絡先
⑤参加予定人数（５名以上）

※申込用紙等は、栄区ホームページにも掲載しています。
詳細は「栄区　こんにちは区長です」で検索！

栄区　こんにちは区長です　検索

申込先

栄区区政推進課広報相談係（本館４階44番窓口）
「こんにちは区長です」担当
電話：894-8335　FAX：894-9127
Eメール：sa-kohosodan@city.yokohama.jp

「こんにちは区長です」申込用紙

申込年月日	年　　月　　日
団体名	
代表者名	
活動内容	
活動場所	
担当者氏名	
担当者連絡先 （電話番号／ メールアドレス）	
参加予定人数	
備考	

■提出・問い合わせ先

栄区区政推進課広報相談係「こんにちは区長です」担当
電話：894-8335　FAX：894-9127
Eメール：sa-kohosodan@city.yokohama.jp

容量が大きいため表紙のみデータを格納しています。
パンフレットについてはPRブースや各公共施設等で配布しています。

資料NO.17

ガーデンネックレス横浜
Garden Necklace YOKOHAMA 2021

栄区の花と緑を巡ろう

2021

栄区には、花や緑が魅力的な場所がいっぱい！
その一部を紹介するよ。みなさん、是非いろいろ巡ってね。

栄区いたち川マスコット
タッチーくん

小山台オープンガーデン
5月15日㈯

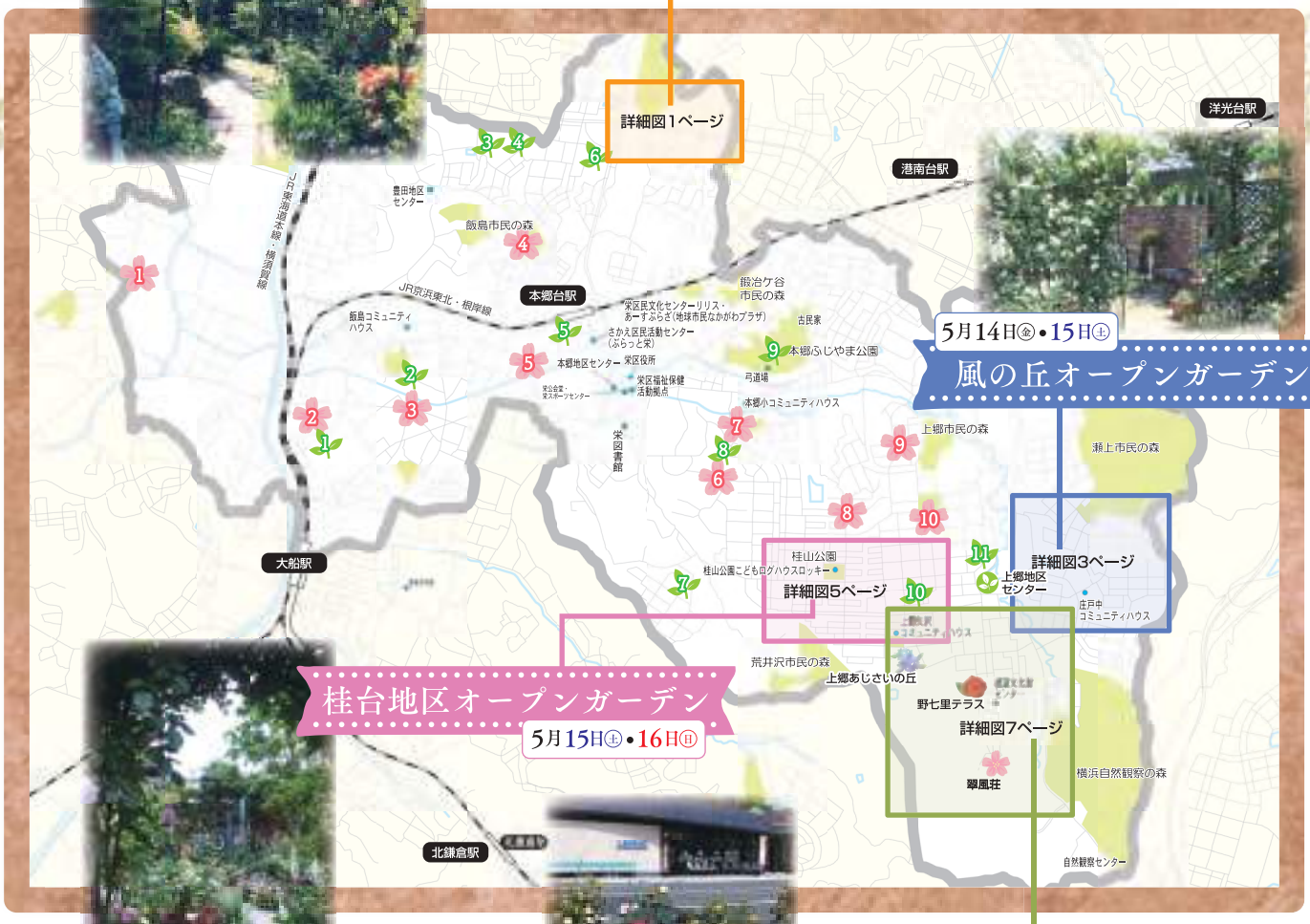

桂台地区オープンガーデン
5月15日㈯・16日㈰

上郷ネオポリスオープンガーデン
5月15日㈯・16日㈰

の番号は9ページ「花木や花壇がきれいな公園」をご覧ください。

の番号は10ページ「桜がきれいな公園」をご覧ください。

☆掲載情報は現時点での予定です。荒天や新型コロナウイルス感染症への対応等により、やむを得ず掲載内容に変更が生じる場合があります。

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料№18

区連会４月定例会資料
令和３年４月２０日
栄区区政推進課

令和３年度栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業補助金
新規募集について（ご案内）

地域の皆さまには、日頃より栄区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
区民の皆様による地域課題の解決や地域の魅力づくりにつながる活動を支援するため、標記補助金の令和３年度新規団体の募集の受付を開始しますのでお知らせします。

１　制度概要

【対象事業】区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動
区民を対象とした居場所づくり　等
※原則として活動の立ち上げまたは拡充を目的としていること。

【補助期間】最長２年
※ただし、２年目については当該年度の予算の成立を前提とします。
また、年度ごとの審査のため、毎年の補助を保証するものではありません。

【補 助 率】事業費の３分の２

【上 限 額】ベーシックコース：５万円（アドバンス制度利用の場合は 15 万円）
サロン・居場所づくりコース：２万円

２　募集期限

令和３年６月４日（金）まで

３　依頼事項

各自治会・町内会の掲示版にチラシ（掲示用）の掲出をお願いします。

４　その他

・地区センター、地域ケアプラザ、地域活動センター等にチラシ（配架用）を配架します。
・区ホームページに申請書類及び募集案内等を掲載しています。
URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo_suishin/　（栄区　みんなが主役 で検索）

担当：区政推進課　地域力推進担当　髙橋・村山（紗）
TEL：894-8936　FAX：894-9127
Email：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

＜裏面あり＞

（資料）制度概要

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">ベーシックコース</th><th>サロン・居場所づくりコース</th></tr>
<tr><td>補助率等</td><td colspan="3">３分の２</td></tr>
<tr><td>補助期間</td><td colspan="3">最長２年間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上限額</td><td>ベーシックコース</td><td>５万円</td><td rowspan="2">２万円</td></tr>
<tr><td>アドバンス制度利用の場合</td><td>15 万円</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="2">区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動
（文化・スポーツ、安心・安全、緑化、にぎわい、健康、子育て支援等）</td><td>区民を対象とした
居場所づくり</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="3">複数の区民等で構成される市民活動団体等</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="3">備品費、使用料・賃借料、講師への謝金、材料・事務費　等</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">アドバンス制度：
特に行政課題に的確に対応し、自治会・町内会をはじめとした他団体と連携することで地域・区民に幅広く広がりが見込める事業に対し適用する。</td><td>・上限額が低く、簡便な申請書
・特に予算規模の小さい事業を想定
・基本条件はベーシックコースと同じ</td></tr>
</table>

※居場所づくり事業はベーシックコースでも申請できます。事業規模に合わせてご活用ください。

※自治会・町内会名義ではご申請いただけません。自治会・町内会に所属する方々の活動であっても、申請事業に携わるメンバーでグループ（「○○サロンの会」など）を立ち上げていただいたうえでご申請ください。その際は、自治会・町内会の範囲に留まらず、地域に広く開かれた活動を行ってください。

※令和３年度から補助期間及びアドバンス制度の上限額が変更となっています のでご留意ください。

なお、令和２年度までに交付実績がある団体は、経過措置として補助期間は最長３年のまま（３年目は補助率２分の１）とします。

配　架　用

栄区で
活動している
団体の皆さまへ

栄区みんなが主役の
まちづくり協働推進事業補助金

令和3年度分　新規募集開始！　　**6月4日まで**

区民のだれもが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動を支援します。

★ベーシックコース

対象事業	主に栄区民を対象に実施する、**地域課題の解決** や **地域の魅力づくり等** の事業 例）文化・スポーツの普及活動、地域の安心・安全活動、緑化推進の取組、にぎわいづくり、健康づくり、子育て支援　など
上限額	**5万円**　（アドバンス制度※の要件を満たす事業　**15万円**）

※条件等詳細についてはお問合せください。

★サロン・居場所づくりコース

申請書は1枚！
ベーシックコースより
申請手続きが簡単

対象事業	主に栄区民を対象に実施する **居場所づくり** 例）交流サロン、子ども食堂、子育て支援サロン、認知症カフェ　など
上限額	**2万円**

● 各コース共通 ●

補助率	**3分の2**	補助期間	**2年間**（最長）
対象経費	備品費（上限あり）、食糧費（上限あり）、施設・機材等の使用料・賃借料、講師・指導者・協力者への謝金、委託費、材料・事務費（消耗品・広報印刷・通信運搬・会場借上費・交通費・保険料）等		
受付期間	令和3年6月4日（金）まで		

▶こんな取組に活用されています！！

ウォーキング講座の開催

介護予防や仲間づくりのため、毎月講座を開催しました！

シニア向けサロンの立ち上げ

気軽に参加できるサロンを開催し交流の場をつくっています。

花・みどり溢れるまちづくり

地域の花と緑の維持管理を行い、魅力ある美しいまちをつくっています！

お問合せ先　：　栄区役所　区政推進課　地域力推進担当

TEL：045-894-8936　／　FAX：045-894-9127

Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

ホームページ：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo_suishin/

または 栄区 みんなが主役 で検索

↑募集要項や申請書類はホームページよりダウンロードできます。

※交付の条件等詳細は募集要項をご覧ください。
※令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象事業が実施できなかった場合は、申立書を提出のうえ、補助金の全部を返還していただければ、当該年度の申請は要綱第4条の申請回数として数えないものとします。

こんな取り組みに活用されています！

■事例１　ウォーキングイベント等の開催

安価で楽しく参加できるウォーキングを毎月開催。
講座を実施し、より運動効果の高い歩き方も学んでいます。
ウォーキングを通じて、参加者の健康増進や仲間づくりに繋がっています！

☆主な補助対象経費：
講師への謝金、保険料、事務費　等

■事例２　子どもたちの放課後居場所づくり

ケアプラザのスペースを利用して、地域の小中学生が学習や工作等自由に過ごせる居場所を月１回設置。

子どもたちが安心して過ごせる場所を設け、学年を越えた交流に結びついてます。

☆主な補助対象経費：
材料費（教材、玩具）、消耗品費（事務用品）　等

昨年度は区内で活動する **11** の団体に補助金を活用していただきました！
申請してみようか迷っている…という方もお気軽にお問い合わせください！！

対象団体	次の要件 **すべてを満たしている団体** （１）複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、ＮＰＯ・公益法人、企業 （２）区民活動団体の代表は栄区に在住、在勤していること。 （３）１年以上継続して活動している、または１年以上継続して活動する見込みがあること。 （４）宗教・政治・選挙活動を行っていないこと。また、法令等に反する活動を行っていないこと。 （５）横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第２条に該当しないこと。

掲 示 用

栄区みんなが主役の まちづくり協働推進事業補助金

申請 受付中!!

地域のための 活動を応援します！

上限額が2万円・5万円・15 万円の3コース!!

こんな取り組みに活用されています！

ウォーキング講座の開催

介護予防や仲間づくりのため、毎月講座を開催しています！

シニア向けサロンの立ち上げ

気軽に参加できるサロンを開催し交流の場をつくっています！

花・みどり溢れるまちづくり

地域の花と緑の維持管理を行い、魅力ある美しいまちをつくっています！

※団体・グループを構成して行う、地域に広く開かれた活動が対象です。

募集期限：令和3年6月4日（金）まで

詳しくはこちらから

栄区　みんなが主役　検索

二次元コード（作成中）

お問合せ先 ： 栄区役所 区政推進課 地域力推進担当

TEL：045-894-8936 ／ FAX：045-894-9127

Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

各自治会・町内会 会長 様

資料Ｎｏ．19

区連会４月定例会資料
令和３年４月20日
福祉保健課

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援にかかる経費の一部補助について（依頼）

令和３年度栄区災害時要援護者支援事業では、日頃からの地域と災害時要援護者との関係づくりを進めていただくことを目的として、自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援に対して、経費の一部を補助します。ぜひご活用ください。

なお、今年度より、交付要件等を以下のとおり、改正しましたので、ご留意ください。

１　申請書類の提出期限について

令和３年６月30日（水）

２　提出方法

持参、郵送、Ｅメールのいずれかにより、ご提出ください。

＜主な改正点＞（詳細は「令和３年度　災害時要援護者支援事業補助金　募集案内」のとおり）

（1）補助対象経費（区分）の見直し

「発災時を想定した取組」に加え、「啓発活動」、「日頃からの取組」も対象に拡大します。

（2）提出方法の見直し

交付申請書への押印の廃止に伴い、申請書類の提出方法が持参、郵送に加えて、Ｅメールでの提出も可能となりました。

※　募集案内・申請書類等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできます。

栄区　災害時要援護者支援　〔検索〕　からアクセスできます。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

担当　福祉保健課事業企画担当　大野、佐藤
電話　894-6962　　ＦＡＸ　895-1759
メールアドレス　sa-youengo@city.yokohama.jp

（参考）令和3年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続の流れ

時期	自治会･町内会	栄区福祉保健課	補足説明
令和3年4月～ 令和3年6月30日	1　申請書類の提出※1		**申請書類の提出･審査（※1）** ≪提出いただく書類≫ ･提出用紙 ･交付申請書 ･事業計画書 ･収支予算書 ･自治会･町内会の規約 申請書類の審査の際に、書類の記載事項等について問い合わせる場合があります。
		2　申請書類の審査※1	
		3　補助金交付の決定 （交付決定通知書の送付）	
	取組の実施※2 （令和3年4月～令和4年3月）		**避難支援訓練の実施（※2）** 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施された災害時要援護者支援の取組を対象とします。
	4　実績報告書類の提出※3		**実績報告書類の提出（※3）** ≪提出いただく書類≫ ･実績報告書 ･事業実績報告書 ･収支決算書 ･領収書等の写し
		5　実績報告書類の審査※4	
		6　補助金額の確定 （補助金額確定通知書の送付）	**実績報告書類の審査（※4）** 実績報告書類の審査の際に、書類の記載事項等について問い合わせる場合があります。
取組の 完了後	7　交付請求書の提出※5		**交付請求書の提出（※5）** ≪提出いただく書類≫ ･交付請求書
		8　指定口座への振込 （補助金の交付）	
補助金額確定通知書の受領後	関係書類の保存※6 （5年間保存）		**関係書類の保存（※6）** 補助事業の収入･支出に関係する会計帳簿、領収証等は、補助金の交付日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存します（参考：令和3年度中に口座への振込があった場合、関係書類は、令和9年4月1日以降に廃棄できます）。

令和3年度　災害時要援護者支援事業補助金
募集案内

日頃からの地域と災害時要援護者（以下「要援護者」といいます。）との関係づくりを進めていただくため、栄区内の自治会・町内会が実施※１する災害時要援護者支援の活動に対して、経費の一部を補助します。

※１　地区連合町内会、地域防災拠点等と合同で実施される取組も対象となります。

1　補助対象経費

栄区内の自治会・町内会が実施する災害時要援護者支援のうち、啓発活動、日頃からの取組、発災時を想定した取組に要する経費の経費

（１）区分

区分	説明
NEW 啓発活動（取組周知・研修会等）	広報誌の作成や、研修会などを実施することにより、各自治会・町内会の取組内容の周知や各自治会・町内会の取組を推進するための啓発活動
NEW 日頃からの取組（要援護者の把握、見守り・訪問活動等）	災害時要援護者を把握するためのアンケートや名簿作成、見守り活動や訪問活動を実施することで、平常時からの支援者と災害時要援護者の顔の見える関係づくりのための取組
発災時を想定した取組（訓練等）	安否確認、救出救護及び避難誘導などの訓練を実施することで、災害時要援護者と支援者がともに避難支援を行うための取組

※　令和２年度までは、「発災時を想定した取組」のみとしていましたが、令和３年度からは、「啓発活動」、「日頃からの取組」も対象としています。

※　防災倉庫、ＡＥＤ、無線機、備蓄食糧など、防災活動全般に供される経費は対象となりません。

※　「町の防災組織活動費補助金」の補助対象とした経費は、本補助金の対象とすることはできません。

（2） 費目

費目	説明	用途（一例）
事務費	広報やチラシの印刷費 消耗品や資料などの購入 保険料などの事務費用	広報誌作成にかかるコピー用紙、 研修資料作成のための書籍購入 行事保険の加入　など
備品費	使用物品、事務用品などの購入費	使用物品：訪問用ビブスや安否確認用バンダナ・タオル作成、要援護者用の防災用品（家具転倒防止グッズ等）、車いすの購入　など 事務用品：要援護者名簿作成用ファイル　など
食糧費	活動や研修等に係る飲料代 （上限：補助金額の 10 分の１）	訪問活動・訓練参加者の水分補給 研修講師の飲料　など
使用料	施設利用料や機材レンタル代など	利用料：集会場の利用料　など
報償費	講師謝金など	講師派遣にかかる謝礼　など
委託費	訓練の一部などを専門業者に依頼する経費	機材設置にかかる業者への委託費　など

（3） **主な取組例<補助金の対象経費(イメージ)>**

要援護者の把握

・要援護者の避難時の支援や避難所での生活支援においては、身体や生活の状況、サービスの利用状況、支援時の留意点などを訪問等により、事前に把握しておく必要があります。

＜補助金の対象経費（イメージ）＞

要援護者名簿作成用のファイルの購入費用、訪問活動などの取組に係る広報誌作成費　など

安否確認訓練

・要援護者の安否確認の方法について、事前にご近所と話し合っておくなど、日頃から安否情報の発信方法や手段の準備を考えておくことが大切です。

・防災訓練の中で、無事である家庭は玄関ドア等に目印となるタオルやステッカーを掲げる訓練の実施している事例もあります。

＜補助金の対象経費（イメージ）＞

安否報告用ステッカーの作成（購入）費用、訓練実施に伴う案内の作成費　など

2　補助金額

補助対象経費の4分の3の範囲内で、1補助事業者（自治会・町内会）当たり 50,000 円を上限とし、予算の範囲内で交付します（今年度予算：500,000 円）。

※　申請団体数等によっては、交付決定額が申請額より減額となる場合があります。

3　補助期間

1補助事業者（自治会・町内会）につき、3年を上限とします。

※　補助期間は、令和２年度からの適用となります。（令和元年度までの実績は、問いません。）

4　交付要件

当該年度の4月1日から3月 31 日までの間に、災害時要援護者支援にかかる啓発活動、日頃からの取組及び発災時を想定した取組を実施する自治会・町内会であること。

5　交付申請書の提出期限及び提出書類

【提出期限】 令和3年6月 30 日（水）（詳細は、「令和３年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続のご案内」のとおり。）

【提出書類】①令和3年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　提出用紙
②補助金交付申請書（第1号様式）
③事業計画書(任意書式)
④収支予算書（第1号様式の2）
⑤団体の規約

【提出方法】 持参、郵送、Eメールのいずれかにより、以下書類提出先にご提出ください。

問い合わせ・書類提出先
栄区役所　福祉保健課　事業企画担当
住所（郵送先）：〒247-0005　横浜市栄区桂町 303-19
TEL：045-894-6962 / FAX：045-895-1759
Eメール：sa-youengo@city.yokohama.jp

※「募集案内」、「令和 3 年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続のご案内」、「申請書類」等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできますので、ご利用ください。

栄区　災害時要援護者支援　検索　からアクセスできます。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

※　提出締切後の場合、予算の上限に達していない場合は申請を受け付けますので、申請前に担当までご連絡ください。

資料 No.20

区連会４月定例会資料
令和３年４月 20 日
栄区福祉保健課

横浜市内の新型コロナ陽性患者の発生状況等について

１　感染者の状況【令和３年４月８日発表分まで】

単位：人

入院中						宿泊療養	自宅療養等	退院等	死亡	その他	合計
重症	中等症	軽症	無症状	調査中	計						
3	22	151	23	5	204	77	334	19,705	350	936	21,606

２　区別発生状況（患者住所地）【令和３年４月８日発表分まで】

単位：人

鶴見区	１，６２１	港南区	１，３０５	港北区	１，８８４	**栄　区**	**４１０**
神奈川区	１，３６８	保土ケ谷区	１，０５３	緑　区	８２０	泉　区	６２３
西　区	７７２	旭　区	１，２５７	青葉区	１，４２９	瀬谷区	５０４
中　区	１，４７６	磯子区	９６４	都筑区	８９２	市　外	１，２９５
南　区	１，７４１	金沢区	９３６	戸塚区	１，２５６	合計人数	２１，６０６

※　**区別より細かい（例：町内会単位など）件数は公表していません。人権尊重と個人情報保護への御理解をお願いします。**

※　新型コロナに関する最新情報は、横浜市や厚生労働省のホームページでご確認ください。

横浜市　https://www.city.yokohama.lg.jp/

厚生労働省　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

３　栄区における発生状況（令和２年度）

累計件数は 18 区中最少でしたが、患者の増え方は他区等と同様の傾向が見られました。
12 月頃から急に増え始め、１月は一気に約 200 件（年間件数の約半分）に達し、その後小康状態です。

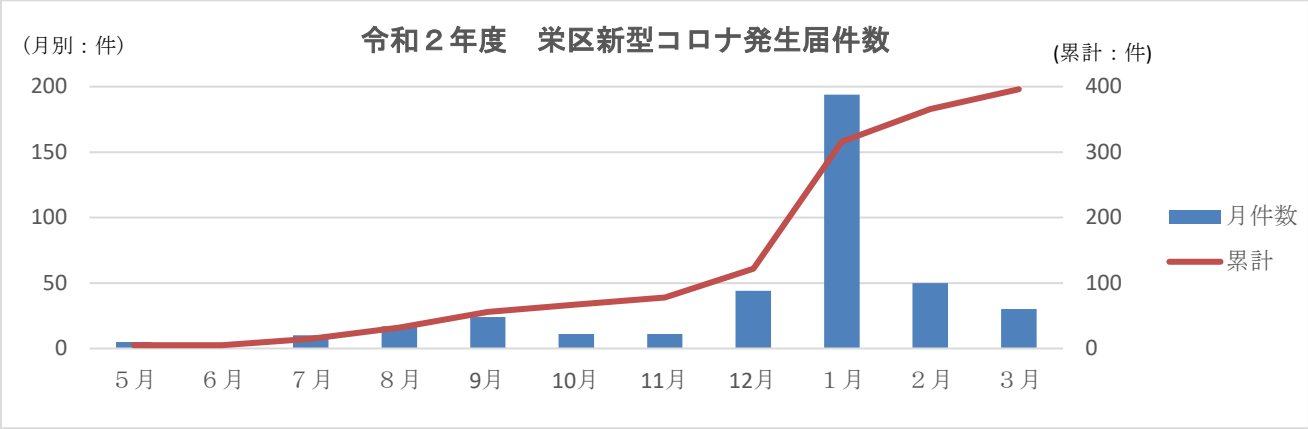

４　栄区からのお願い

マスク着用、人との距離確保、こまめな消毒・換気など、**基本的な感染予防対策を続けてください。**

新型コロナウイルス感染症は、主に、飛沫（くしゃみ・咳・つば等）で感染します。
友人との会食、職場のランチ、カラオケ、帰省や親族でのお祝いなど、飲食しながら楽しく会話する場面は、非常に高い感染リスクがあるため要注意です。

飛沫感染注意！マスクを外したときが最も危険です

《 裏面は参考資料 》

【 内閣官房ホームページから 】

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

◆ どの場面にも共通するリスクが「マスクなしでの会話による飛沫感染」です。
相手(身内・友人・知人でも)や人数を問わず、お互いのために、会話の際はマスクを着用しましょう。

資料NO.21

区連会４月定例会資料
令和３年４月２０日
栄区地域振興課

各地区連合町内会長　様

栄区地域振興課長　近堂　次郎

栄区友好交流都市情報紙の配布について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、栄区は長野県栄村（さかえむら）、青森県南部町（なんぶちょう）、山形県高畠町（たかはたまち）の３自治体と交流事業に取り組んでいますが、区民の皆様にも友好交流都市をより知っていただきたいと思い、各友好交流都市と交流のある区民の方々が中心となり、各町村の住民のインタビューなどを盛り込んだ情報紙を作成しました。つきましては、各地区連合町内会の皆様に配布させていただきます。

なお、情報紙の追加の御希望がありましたら、下記担当まで御連絡をください。

配布物

栄区友好交流都市情報紙

【栄区友好交流都市情報紙】

【問合わせ先】

担当　栄区地域振興課生涯学習支援係
細井、奥寺

電話　894-8395

FAX　894-3099

E-mail　sa-chishin@city.yokohama.jp

栄区友好交流都市情報紙

つながる4都市物語

今こそ繋がろう！

この物語の続きを
つくるのは”あなた“
友好交流都市アンバサダー
構想進行中！

山形県 高畠町
青森県 南部町
長野県 栄村
横浜市 栄区

1

栄区は栄村、南部町、高畠町と交流しています。

中でも長野県栄村は、1992 年から「栄」の名を縁として、

小学生同士の相互訪問から始まり、

2013年に友好交流協定を結びました。

青森県南部町とは 2015年に友好交流協定を結び、

2017 年には山形県高畠町との友好交流宣言を発表して、

交流を深めています。

2020年、新型コロナウィルス感染症の流行で、

あらゆるイベントが中止され、

人の行き来が制限される事になってしまいました。

遠く離れた友好交流都市の「あの人」どうしているかしら・・・

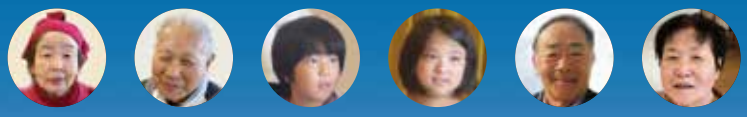

栄区と友情を育んできた栄村・南部町・高畠町の方々に

2020年秋、情報紙編集委員などが

近況をインタビューしました。

私たちにできる交流を発信します。

❶横浜市栄区

❷長野県 栄村

❸青森県 南部町

❹山形県 高畠町

長野県栄村 2

夢灯

秋山郷天池（あまいけ）での「夢灯（ゆめほ）」で出会った、若者達のリモート対談

栄村
栄村秋山郷観光協会
白濱彰洋氏

栄村
2019年夢灯実行委員長
石川泰正氏

栄区
ティーンズクリエイション
坂本祭

【祭】2019年9月に秋山郷の天池の「夢灯」に参加して、とてもきれいで感動しました。おでんも振る舞っていただき、めちゃめちゃ美味しくて、たくさんお替りしちゃいました（笑）。

【白濱】お隣津南町で「けっとのほかげ」というキャンドルイベントがあり、それを栄村でもできないかということで始まりました。

【祭】「夢灯」ってとても素敵な名前ですね。

【白濱】キャンドルの灯る景色が、桃源郷とか夢見心地を見せてくれるので「夢」、それに灯明の「灯」をあわせて夢灯という名前になりました。「夢」は幻想的もありますね。

【祭】2019年の夢灯は雨が降っていて、毎年参加している方が「夢灯の日は雨が多いんだよね」と言っていたのですが・・・

【白濱＆石川】（笑笑笑）

【石川】僕は栄村に移住して4年目になります。2020年はコロナの影響で、例年のような大きな規模で開催することはできず、1ヶ月遅れの10月31日でした。4回参加して、雨だったのは2019年と2018年の準備中ですね。2016年の「夢灯」は土砂降りだったらしいです（笑）。雨は1年おきくらいかな。2020年は晴れて、満月で紅葉もきれいでした。

【祭】いいなぁ、参加したかったです…

【白濱】「夢灯」では灯りをハートにかたどったところが、撮影スポットで人気ですが、実は天池は空から見るとハート型になっているんです。ここで続々とカップルが誕生してくれれば嬉しいです。

来年は是非、秋山郷の「夢灯」を沢山の方に観に来ていただきたいです。

リモート対談を終えて　坂本祭

「夢灯」は地域の方と繋がることができる、素晴らしいイベントだと思います。天池の周辺一帯にきれいなキャンドルが広がって、晴れると星空も見え、とても幻想的な景色です。都会に住んでいると見ることが出来ない景色なので、是非多くの方に参加してほしいです。地元の方が笑顔でうどんやおでんを勧めてくださり、皆さんとても温かいなと感じました。

できないことを工夫に替えて

栄村芸術文化協会会長
秋山郷ペンション　ひだまりヒュッテ　経営
相澤博文氏

新型コロナの影響で、2020年の夏は宿のお客さんも、道を行く車もほとんどない状況でした。お陰で畑や田んぼの仕事は、これまでに無いくらいたっぷりできましたけど（笑）イノシシや熊の被害には泣かされています。

秋からは、登山や観光のお客さんは戻っていますが、通りかかって道を尋ねてくる車に、ふとコロナの不安を感じることもあります。様々なイベントが中止になり、村民文化祭ができなかったので、10月に村の有線放送を使って、毎日夜7時から、1日一組芸術文化協会の会員が歌や俳句などを披露しました。芸術や文化を愛する気持ちの強い土地柄です。2015年に栄区の「劇団ぽかぽか」が栄村で公演したときは、子どもたちが「自分たちもやってみたい」と盛んに言っていました。私は栄公会堂のぽかぽかの公演にも3回出演させてもらい、楽しい思い出です。是非また、共演したいですね。

美しい山々に囲まれた栄村は、登山者に人気の信越トレイルのスタート地です。標高2000ｍを越える苗場山に栄村の子どもたちは必ず登ります。信州大学が調査を続けている希少種の野鳥「仏法僧（ぶっぽうそう）」が、2020 年春も栄村では姿が見られました。

青森県 南部町 3

名久井岳・馬淵川

おいしい笑顔に会いたくて

パノラマ観光果夢園（かむえん）園主
川守田義雄氏

南部町は農業の町で美味しい果物の産地です。夏場は33℃から35℃の猛暑の中、熱中症に気を付けながらの作業でした。6月末から7月はさくらんぼ、8月9月は桃、10月11月はりんごの収穫作業が真っ盛りで12月は宅配作業、1月は剪定作業と休みがありません。「美味しい」という笑顔が見たいなと思って頑張っています。今年はコロナの影響で夏祭り、秋祭りなどの行事もなく寂しいです。観光農園では検温・消毒をしてりんご狩りを実施していますが、観光バスが来ないのでお客さんも少ないです。栄区民まつりには8年連続で毎年参加し、長いお付き合いで交流が続いています。その時の歓迎交流会で、栄村、高畠町の方々とも交流出来たのは大変いい経験でした。いたち川周辺には、鯉が泳ぎ、綺麗に整備されているのに感心しました。行き来できるようになったら、南部町にも是非来てください。

大きく育てたい、つながる絵

福田学童保育クラブ指導員　**下井田先生（左）**
福地学童保育クラブ指導員　**中野先生（右）**

2020年春は、小学校も1ヶ月休校になりコロナの影響はあったものの、幸い学童保育の子どもたちの参加人数や、ご家庭の様子に大きな変化はありませんでした。「マスク着用」、「ドアや手すりの消毒」など、感染に配慮しながらの活動をしています。二つの学童保育クラブでは、2019 年さかえdeつながるアートの皆さんと「つながる絵」の制作が楽しかったので、「今できること」なら、大きな木や家を描いた台紙を栄区と南部町で送り合って、子どもたちが木の実や花、鳥、笑顔などを描き加えて完成させる共同作品ができたら、楽しくて元気も出るのではと話しています。

楽しみながら故郷への思いを育んで

コミュニティカフェ「南部どき」店長
根市大樹氏

青森県の新型コロナの感染者数は少なかったのですが、様々なイベントが中止になって、5・6月までは完全に自粛のイメージでした。農作物も出荷先のダメージなどがあったようです。
コミュニティカフェ「南部どき」が地域の拠点として、お客様に会えない、顔を合わせる交流や集まりができないことが何よりつらかったです。そんな中でも、オンラインを含め少しずつイベントを企画したり、つながりも持てるようになってきました。住んでいる地域は違っても、人と人との関係を大切にしながら、子どもたちが故郷への愛着を持てるような活動を続けていきたいと思っています。

若者同士のつながりを！

双子の姉妹　高校一年生
根市さくらさん（左）・すみれさん（右）

2019年栄公会堂の劇団ぽかぽかの公演では、それまで経験の無かったお芝居に参加して、劇団のみなさんと共に楽しみました。劇団ぽかぽかがとてもファミリー的で年齢層も厚くて、チームワークの良さが伝わりました。私たちはピアノを習っていたので、劇中歌もとても興味が湧いて、歌を口ずさみながら南部町へ帰宅したことを思い出します。中学校最後の文化祭では、顧問の先生の作品を演じて、お客様に感動していただきました。栄区での経験が生かされたように思います。将来、東京や横浜の大学に進学できたら、劇団に参加したいと思う程、演劇に興味を持ちました。これから栄区とは、是非「若者同士の交流」ができたらいいなあと思います。お互いの芸能文化や郷土料理、生活文化の違いなどを伝え合ったら面白いと思います。友達も横浜へ連れて行きたい！

南部町は、バナナとパイナップルとみかん以外の果物であれば何でも穫れるフルーツ王国です。どの季節でも旬の果物が食べられる町です。往来が可能となりましたら、無料の「おためし住宅」を利用し、ぜひ南部町にお越しいただき確かめてみてください！

山形県 高畠町 4

まほろばの緑道

コロナ禍でも、イベントは工夫をもって、どんどんやりたいですね

高畠町役場 総務課長　**八巻洋樹氏（左）**
商工観光課主任　**鈴木祐介氏（右）**

コロナ禍ではありましたが、「観光で健康！」をコンセプトに、2020年６月と９月に参加者を限定してサイクリングイベントを実施したり、町内をウォーキングして綺麗な写真を撮りながら飲食店を巡るイベントを開催しました。その他、疫病退散の花火や観光名所のライトアップなど、少しでも気持ちが元気になる事業を展開しています。最近は、オンラインによる交流会も話題に上がっています。高畠自慢のワインと日本酒と一緒に、山形名物の芋煮を食べるオンライン芋煮会を、栄区の皆さんともできればと考えていますし、今後も知恵を出し工夫をしながら交流を続けていければと思っています。栄区民まつりで花笠音頭を披露したことや、「さかえ歩け歩けの会」の皆さんを高畠の里山コースをご案内したことも楽しい思い出です。また栄区の皆さんと、再会できる日を願っています。

子どもたちが「変わった！」大切な経験

公益財団法人　浜田広介記念館　理事長
金子研司氏

2020年3月末に教職を定年で退き、その後公益財団法人浜田広介記念館と隣町の中学校という、文化施設や学校現場の仕事に引き続き携わっています。どちらも2020年度はコロナ禍の中で、様々な活動への制約があり、特に記念館ではしばらくの間の休館、学校では対人の直接的なかかわりの制限、禁止等、それぞれの運営や活動で危機的な状況がありました。そして、普段では当たり前と思っていたことが、実はとてもありがたいことであることを再確認させられ、このコロナ禍でできなくなったもの、失ったものがとても大切なものであることを痛感させられた年でもありました。

2018年、高畠町文化ホール「まほら」での劇団ぽかぽか公演に高畠町の少年少女合唱団や地元小学校の子ども達が参加しました。ステージで輝いている劇団の皆さんや本物の演劇の凄さに圧倒され、表現することの素晴らしさを体感し、子ども達の意識が確実に変わりました。「やっていいんだ」という感覚が芽生えました。

表現活動が制約されている今だから、なおさらこうした本物に触れる体験、人と人が関わることの必要性を感じています。長年教職に就いていた経験から、今後、栄区との交流を「青少年同士の関係」に広げていくことに大賛成です。是非、協力させていただきます。

浜田広介の童話を通じて交流の輪を！

公益財団法人　浜田広介記念館　館長
島津正道氏

コロナ禍で４月は休館を余儀なくされましたが、まだ来館者は少ないものの少しずつ戻りつつあります。本来なら山形県内の小中学校の修学旅行は県外に行くのですが、最近は、県内から近くにある浜田広介記念館への来訪が増え、改めて童話作家「浜田広介」の世界を知ってもらう良い機会になっています。

2019年度は記念館が30周年を迎え、「ひろすけ童話セット」（記念館のみ限定販売）を作成し、200名の新入学児童に贈呈しました。2018年の劇団ぽかぽかの高畠町公演はとても感動しました。劇団の子どもたちの頑張りや団員皆様の力が揃って、素晴らしい演劇を観させていただくことができました。その折に栄区内の保育園から折り紙で作った「赤おに」と「青おに」を贈っていただき、それからよい交流ができています。栄区の公立保育園にも「ひろすけ童話セット」を寄贈し、これからの人と人との交流に繋げたいとも思っています。

高畠町公式 YouTube チャンネルにて、わらじみこし祭り、昭和縁結び商店街、高畠町旅行 PR 動画「あなたらしい旅のカタチ」などを見ることができます。

4都市の首長からのメッセージ

身近に感じ合える交流をつなげましょう

栄区長　**冨士田学氏**

2020年4月コロナ禍の中、栄区長に就任しました。栄区民まつりも中止を余儀なくされ、心苦しく思っています。幸い栄区は罹患率が低く、皆さんの意識の高さ、対策の実践の賜物と思います。栄区は、多様な顔を持っていて、区民の皆さんは、この町に住み続けたい、だから良くしたい、守りたい気持ちが強いですね。

一つの区が栄村、南部町、高畠町と交流しているというのは、他に無いことです。コロナが終息したら、私もぜひ各友好交流都市を訪れたいと思っていますし、ぜひ栄区に来ていただきたいです。

私は美術や音楽などを鑑賞するのが好きです。これまでの民謡や演劇、アートでの交流を、さらに広げて、若者同士の交流もいいですね。身近に感じられる関係で、課題を共有し、人材を育成するなどができるかもしれません。皆さんと相談しながら、一緒に交流を進めて行きたいと思っています。

コロナ禍を乗り越え、次に会うときは更なる交流を

南部町長　**工藤祐直氏**

コロナの影響で、仕事の予定が少ない日が続いたのは就任から21年で初めてでした。行事の中止が相次ぐ中、幸い南部町ではコロナ感染者がいなかったこともあり、秋には満天の星空の下、名川チェリリン村キャンプ場でナイトシアターを開催しました。会場内の3カ所に設置した大型スクリーンで、子どもから大人まで映画を楽しんでいただきました。南部町内の学校教育への影響は比較的少なかったのですが、売り上げの落ち込みが大きい事業者や苦心している方々を支援するために、町独自の補助金をいち早く支給しました。「今、困っている人を、今、支援する」ために、スピード感を大切にしています。コロナが終息しましたら、自慢の果物や野菜を持って栄区民まつりに参加させていただき、当地域に伝わる伝統芸能の「えんぶり」も披露できることを楽しみにしております。そして、栄区と南部町の若い人同士の様々な交流も進めて行きたいと考えております。

思い出を再び紡ごう

栄村長　**宮川幹雄氏**

コロナ禍の自粛で、村の観光や学校の休校など影響があり、感染の心配は続きましたが、秋には紅葉の美しさに県の内外から多くの方に訪れていただきました。20 数年前に栄区に送った栄村の風景の写真を今回 zoom で見せていただき、子どもたちが栄村と栄区を行き来した頃を思い出しました。栄村の風景は、今も変わっていませんよ。当時は職員として同行し、横浜の港や金沢八景の海に子どもたちが歓声を上げていたこと、栄区のいたち川周辺の景色が目に浮かびます。栄村はこれまで文化の発信に力を入れて、著名人を招いての講演会など、村を挙げて行ってきました。コロナに負けず、栄区の皆さんとも一緒に、文化や芸能、そして栄村の特産品を通じて交流を進めていきましょう。

コロナ禍で町の為に日々奮闘

高畠町長　**寒河江信氏**

高畠町で幸いコロナ感染者が少ないのは、環境に恵まれていたからだと思います。「食」と「農」は大きく繋がりを持っていて、このような状況の中で免疫力を高める「食」に、高畠町の農産物の供給が大きな役割を果たしています。高畠町の葡萄は今年も高い評価を受け、流通も順調でした。少子高齢化が進む中、町づくりには苦慮しています。中学校は６地区を統合し再編成を果たせましたが、小学校は地域によっては児童数の減少が続いています。しかし、半面、移住者が増えている地域では、児童数の増加傾向が見られています。今後の友好交流では、栄区民とも連携を強め、より一層、高畠町のＰＲを広げて行きたいですね。劇団ぽかぽかの公演で、浜田広介の「泣いた赤鬼」をモチーフにした作品には感動しました。青少年同士の交流も進めていけたら良いと思っています。

編集委員座談会（2020 年秋実施）

栄村と交流する
栄区民の会
山上東平

栄村と交流する
栄区民の会
岩堀まゆみ

栄区民謡連盟
原田直真紗

栄区民謡連盟
藤崎幸子

さかえ de つながるアート
岩上百合子

さかえ歩け歩けの会
清水正美

MT+Laboratory
木暮寿子

MT+Laboratory
柿沼陽子

交流で豊かに美味しく

【原田】 先日、私の会「民謡直真紗会」の50周年記念の会を行い、たくさんの方に参加いただきました。南部町長もご招待していましたが、コロナの再拡大で、ご出席はかないませんでした。参加者の皆さんへ感謝の気持ちで長年お付き合いのある南部町のりんごを送る事にしました。

【藤崎】 これまでりんごを注文するだけだったのが、生産者としての思いなどお話を聞くことができて、栄区の私たちに親近感を持っていただいていることを改めて知ることができました。

【木暮】 今年は台風の被害が無かったので、南部町のりんごや高畠町のぶどう、栄村の米といずれもとてもおいしく豊作だったそうですね。

交流で行ってみた、来て体験した

【清水】 私は「さかえ歩け歩けの会」で高畠町のウォーキングに続いて、コロナが終息したら、栄村のウォーキングを計画しようと思って、11月中旬に下見に行ってきました。現地の方に案内してもらい、ちょうど雪が降って、紅葉と雪を同時に見ることができました。栄村でもめったに見られない光景だそうです。

【山上】 栄村とは「栄」繋がりということで「栄村と交流する栄区民の会」は20年以上のお付き合いです。宮川村長は以前教育長で、小学生が相互に行き来していたころにお会いしていました。栄村は自然も豊かで、暮らしぶりも都会とは違うので、栄区の中学生の体験学習などの場にしてもらえるといいと思います。

【岩堀】 2019 年に秋山郷の夢灯にお手伝いを兼ねて、栄区から祭君たち若者と参加しました。栄村の高校生とも打ち解けて、若者同士語り合う姿をみて、大人とは違う交流もあると気づきました。

子どもたち、若者たちも交流を

【岩上】 南部町の学童保育の様子を聞いて、コロナ禍の子どもたちの過ごし方の違いを知り、お互いを励ましあえることを一緒にしたいなあと思います。

【木暮】 南部町の高校生も、若者同士交流できることをしたいと言っていました。「劇団ぽかぽか」は栄区を中心に活動していますが、過去に栄村、高畠町でも公演し、現地の合唱団などに出演してもらいました。南部町の中学生が栄公会堂の公演に参加してくれたこともあり、演劇を通じて一緒にものづくりができました。栄区・栄村・南部町・高畠町の若者たちみんなが集って交流したいと思いました。

【岩堀】 若者が一つの演劇作品をそれぞれの地域で稽古して、栄区に集合して上演するなんていうのも面白いかもしれませんね。

【岩上】 南部町と栄区の子ども達の「つながる絵」も栄村、高畠町ともつながりたいです。子どもたちが交流を通して自分の地域を再発見し、愛着が育つと感じました。

交流で知る町づくり

【岩堀】 小山台の地域のサロン「赤おにカフェ」には、「泣いた赤鬼」の絵本を置いています。お茶とお菓子を用意して、地域の人に気軽に参加して欲しいと始めました。

【木暮】 高畠町の浜田広介記念館には「泣いた赤鬼」の村人を誘う鬼の立て看板がありますよ。

【岩上】 「さかえ de つながるアート」は2019年から、栄公会堂地下の区民利用スペース「さんぽみち」でカフェを運営しています。南部町のカフェ「南部どき」のお話を聞いて、コロナ禍でも工夫するヒントをもらいました。

新たな交流の可能性

【清水】 交流先のホームページや動画サイトなどを調べると面白いイベントなどが見られます。それぞれの地域に伝統芸能やイベントなどがあり、お互いを知ることはいいと思います。

【山上】 栄区民まつりで南部町のりんごやせんべい汁、高畠町のぶどうや牛串、栄村の野菜やお米、きのこ汁などは大きな楽しみです。区内でいつでも手に入る場所があるといいのですが、そうもいかないですね。コロナが終息して、栄区民まつりができるようになったら、栄村、南部町、高畠町のテントの中でお手伝いでもしながら、いろんな話をしたり、人柄に触れたりする経験を、多くの区民ができたらいいと思います。

企画・制作　栄区友好交流都市情報紙編集委員会
MT＋Labolatory

編集委員会委員

委員長　山上東平（栄村と交流する栄区民の会）

編集委員　岩上百合子（さかえ de つながるアート）
岩堀まゆみ（栄村と交流する栄区民の会）
柿沼陽子（MT＋Laboratory）
木暮寿子（MT+Laboratory）
清水正美（さかえ歩け歩けの会）
原田直真紗（栄区民謡連盟）
藤崎幸子（栄区民謡連盟）

構成・デザイン　佐藤良仁

イラストレーション・CG　本田淳

編集後記

【情報紙制作にあたって】

栄区の皆さんは、友好交流関係を結んでいる栄村・南部町・高畠町に、どのような関心をお持ちでしょうか。
栄区と友好交流協定を結んでいる町村は、始まりが子どもたちの交流事業から、あるいは行政職員交流事業からとの違いはありますが、現在どのように交流が進んでいるのか、またその町・村は「どこ」にあって、「どんな楽しいこと」があるのか皆さんに知っていただこうと今回このような情報紙を作ってみました。

おそらく、栄区の皆さんは「栄区民まつりで物産展のブースを出して、それぞれ特産品を販売している」イメージしかないかも知れません。しかし本来は、区民の皆さんと交流を通じてお互いの町村を知り合う、行き来しあう、情報を交換し合う関係になりたいのです。コロナ禍で交流がままならない現在ですが、願わくはこの情報紙がこれからの交流活性化の一助となれたら幸いです。

編集委員会委員長　山上東平

発行：横浜市栄区役所地域振興課 2021（令和3）年3月
〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19　電話：045-894-8395　FAX：045-894-3099
Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp　栄区役所HP：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/

資料No.22

市連会４月定例会資料
令和３年４月 12 日
市民局地域活動推進課

自治会町内会館整備について

１　令和４年度の会館整備予定の申し出について

令和４年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和４年度に会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（１）今後のスケジュール

・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和３年７月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和３年９月頃より予算の編成を行っていきます）
・令和４年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和４年３月末頃の予定です。

（２）自治会町内会への周知

別紙『**自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内**』を全自治会町内会に配布します。

２　令和３年度の自治会町内会館整備助成事業について

令和３年度の整備予定については、令和２年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

【参考】
整備予定件数　40 件（新築８件、増築・改修１件、修繕 31 件）
事業予算額 150,740 千円（事前申請分：145,740 千円、緊急対応分：5,000 千円）

担当：横浜市市民局地域活動推進課
電話 671-2317　FAX 664-0734

令和３年４月

自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会・町内会館の整備に対する補助制度や融資制度及び法人化などの概要について、御案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

１　補助対象

自治会・町内会館の整備に対する補助は、次の全ての項目に該当するときに受けられます。

(1)　自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設であること
(2)　地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設であること
(3)　補助を受けた会館が他にないこと
(4)　会議及び集会に必要な施設を備えていること
(5)　建築基準法その他の法令に適合していること
(6)　会館の整備に対して、総会の議決等による自治会・町内会の意思決定があること
(7)　会館の利用規約等が整備されていること
(8)　要綱に定める業者数以上の**市内事業者**（※１）による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること（**工事請負業者は建設業の許可を受けた業者**（※２）であること）
(9)　補助対象経費が 100 万円以上の整備であること

※１　市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、御注意ください。
具体的には、次の**いずれかに**該当する事業者です。
◎　横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
◎　登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
◎　主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※２　補助決定後に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

２　補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内　容
新築・購入	2 分の 1	1 ㎡当たり 99,000 円 かつ 1,200 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2 分の 1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置工事費	2 分の 1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2 分の 1	500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2 分の 1	500 万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 耐震補強工事を含む
修繕	2 分の 1	200 万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕 ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へ御相談ください。

※　改修における主要構造部とは、建築基準法における主要構造部をさします。
※　外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 ㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
※　補助予定額が 200 万円を超える工事に対しては、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
※　特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
※　自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。

３　申請手続

会館整備の計画については、お早めに御相談ください。
会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

(1)　整備予定時期の前年度７月頃までに、事前の申出が必要です。
　横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
(2)　補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
(3)　申請された内容について審査し、補助決定を行います。
　なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ずその着工前に御相談ください。**
　※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

４　補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

５　その他

(1)　区分所有者が管理する集会施設の整備
　自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
(2)　他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
(3)　土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
(4)　自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度７月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

６　補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。
(1)　詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
(2)　補助金交付の条件に違反したとき
(3)　補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
(4)　補助金を受け、整備した建物を要綱で定める「財産の処分制限期間（**※注**）」内に処分（解体等）するとき
(5)　その他補助要綱に違反したとき

※注　要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。
◎　整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
　ア　鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
　イ　鉄骨造の場合・・・・・・・・・30 年
　ウ　木造の場合・・・・・・・・・・24 年
◎　整備内容が修繕のもの・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について　　＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関に御相談ください。

１　融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

２　融資の内容

種　類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が定める所定の金利	1,200 万円
修繕		500 万円

※融資額の単位は、10 万円です。

※公園集会所の場合、購入は除きます。

３　申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

(1)　法人格を有する自治会町内会であること（次ページ「自治会町内会の法人化」参照）

(2)　自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

４　融資対象となる会館

横浜市の補助要綱に基づく補助の決定を受ける会館であること

５　融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

(1)　他の金融機関からの借換えを目的とするもの

(2)　横浜市自治会・町内会館整備融資要綱に定めるところによる融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

６　返済期間・返済方法

返済期間は、10 年以内（６か月の据置期間を含む。）の期間 とします。

(1)　返済は、元利均等の月割賦償還を原則とします。

(2)　償還は、借受後６か月間据え置き、７か月目から行います。

(3)　償還期間の満了前に未償還金の一部または全部を繰り上げて償還することもできます。その場合は金融機関が定める所定の手数料を支払うことになります。

７　申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

８　連帯保証人・担保

(1)　融資を受けようとする自治会町内会の代表者１人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合はこの限りでありません。

(2)　物件等の担保は不要です。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会の会館などの不動産は、団体名義での登記ができないため、役員個人名などで登記することになりますが、相続問題など財産上のトラブルになる恐れがあります。

こうした問題を解消し、団体名義での不動産登記が可能となる自治会町内会の法人化（法人格の取得）制度があります。

法人化については、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要になります。

なお、横浜市との協定に基づく民間金融機関の融資を受ける場合は、法人化が必要です。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が 5,000 ㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	５１０－１６８７	金沢区地域振興課	７８８－７８０１
神奈川区地域振興課	４１１－７０８６	港北区地域振興課	５４０－２２３４
西区地域振興課	３２０－８３８６	緑区地域振興課	９３０－２２３２
中区地域振興課	２２４－８１３１	青葉区地域振興課	９７８－２２９１
南区地域振興課	３４１－１２３５	都筑区地域振興課	９４８－２２３１
港南区地域振興課	８４７－８３９１	戸塚区地域振興課	８６６－８４１３
保土ケ谷区地域振興課	３３４－６３０２	栄区地域振興課	８９４－８３９１
旭区地域振興課	９５４－６０９１	泉区地域振興課	８００－２３９１
磯子区地域振興課	７５０－２３９１	瀬谷区地域振興課	３６７－５６９１

◆ 横浜市市民局ホームページでも御案内しています。

横浜市　町内会館　検索

横浜市 市民局 地域活動推進課　Tel ６７１－２３１７

資料No.２３

４月市連会定例会資料
令和３年４月１２日
市民局地域活動推進課

自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書の配付について

３月市連会・区連会定例会におきまして、標記アンケートの調査結果を速報版としてお知らせいたしました。

このたび、調査報告書が完成いたしましたので、自治会町内会長様へ一部ずつ配付をさせていただきます。今後の自治会町内会活動に対する本市施策の資料とさせていただくとともに、自治会町内会の皆様におかれましても今後の活動のご参考にしていただければ幸いです。

なお、調査結果については、３月25日（木）に記者発表をしており、横浜市ホームページでも調査報告書を公開しております。

○横浜市市民局ホームページURL
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html

二次元バーコード

○添付資料
・記者発表資料「令和２年度　自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査結果について」
・令和２年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書

市民局地域活動推進課
担当：中野、江口
TEL　671-2317　FAX　664-0734

横　浜　市　記　者　発　表　資　料

令和３年３月25日
市民局地域活動推進課

令和2年度　自治会町内会･地区連合町内会アンケート調査結果について

横浜市では、自治会町内会・地区連合町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会活動に対する本市の施策の資料とするとともに、自治会町内会・地区連合町内会相互に情報共有することを目的に、４年に一度アンケート調査を実施しています。

このたび、調査結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

調査の概要	
調　査　期　間	令和２年９月～10月
調　査　対　象	横浜市内の自治会町内会　2,853団体、地区連合町内会　253団体
回答数（率）	単位自治会町内会　2,583団体（90.5%）
	地区連合町内会　243団体（96.0%）

１　主な調査結果

(1) 自治会町内会長について

・年齢・・・70歳代が47.5%（1,228人）、60歳代が22.3%（575人）
　50歳代以下は18.2%（469人）
・性別・・・男性が85.8%（2,216人）、女性が13.8%（356人）
・在職年数・・・５年以下が65.8%（1,698人）、11年以上は15.5%（401人）

(2) 自治会町内会館について

・会館がある自治会町内会が59.3%（1,533団体）
・会館がある自治会町内会のうち、築40年以上の会館(※)を所有する自治会町内会が26.4%（404団体）
（※築年数からみて旧耐震基準である建物と思われるもの）

(3) 加入に向けての取り組み（新型コロナウイルス感染症拡大以前）

・積極的、どちらかというと積極的に加入を呼びかけていた自治会町内会が67.1%（1,733団体）

(4) コロナ禍における自治会町内会活動について・・・裏面参照

コロナ禍においての活動についてお聞きしました。
コロナ禍の中でも工夫して行った活動や、新しく始めた活動があることがわかりました。

２　今後の対応

調査結果報告書については、全自治会町内会長に配付します。
また、調査結果は関係区局で共有し、引き続き自治会町内会への支援を行っていきます。

調査報告書は、以下のページでご覧いただけます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html

お問合せ先
市民局地域活動推進課長　賀谷　まゆみ　電話　045-671-2298

【裏面あり】

調査結果のポイント

コロナ禍における自治会町内会活動について【新規】　〔調査報告書 21～25 ページ〕

①新型コロナウイルス感染症拡大以降の活動状況

・「お祭り、イベントの開催」については、「今年度は実施できていない」との回答が 84.6%（2,184 件）ありました。

・一方、「防火防災活動」は 33.0%（852 件）、高齢者や障害者への「福祉事業」は 29.2%（755 件）で、コロナ禍においても約３割の団体で工夫して実施されていることがわかりました。

②コロナ禍において工夫して実施した活動の具体的な内容

2,021 件の回答がありました。（以下抜粋）

・回覧板に不安のある方のために、回覧をパスできるようにした。

・会議の開催前に LINE 等で打ち合わせをしてから実施。

・防災パンフレットを各戸配付し、ホームページでも音声入りで公開した。

③活動において新しく始めたこと

717 件の回答がありました。（以下抜粋）

・役員会を完全オンライン化した。

・IT 支援をする専門チームを新設した。

・マスクや消毒液の配布。

自治会町内会の運営上の課題　〔調査報告書 30 ページ〕

・「役員のなり手が少ないこと」を課題とする自治会町内会が 77.9%（2,012 件）、「会員の高齢化」を課題としている自治会町内会が 63.4%（1,638 件）でした。（複数回答）
前回調査（平成 28 年度）と比較して大きな変化はありませんでした。

役員のなり手を増やすための工夫　〔調査報告書 31 ページ〕

1,090 件の回答がありました。（以下抜粋）

・若手と親睦を深めるために、スポーツ大会等に参加して役員に勧誘した。

・毎月発行している会報誌に役員募集広告を掲載している。

・役員を多くし、個人の負担を少なくして、無理なく参加できるよう努力している。

行事の参加者を増やすための工夫　〔調査報告書 32 ページ〕

996 件の回答がありました。（以下抜粋）

・自治会町内会の防災マニュアルを全戸配付した結果、防災訓練に多くの人が参加してくれた。

・勤めている人が参加できる曜日、時間帯を選んで実施している。

・近隣高校（ダンス部や吹奏楽部など）の協力を得て、従来と趣向を変えたイベントを実施することで見学者が多くなり好評である。

・子ども会に協力してもらうことで、保護者の参加もあり、新旧住民の交流が図れている。

資料No.24

令和3年度　九都県市一斉
自転車マナーアップ強化月間
横浜市実施要綱

目　　的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期　　間

令和３年５月１日（土）～５月31日（月）の１か月間

スローガン

自転車も　のれば車の　なかまいり

重　　点

１　自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
２　自転車の損害賠償責任保険等加入と点検整備の促進

◆◆令和２年中の自転車関連事故発生状況◆◆

		全事故			自転車		
		件数（件）	死者（人）	負傷者（人）	件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市内		7,398	48	8,468	1,587	2	1,461
	前年	8,398	50	9,699	1,662	4	1,582
	前年比	−1000	−2	−1,231	−75	−2	−121
	構成率				21.5%	4.2%	17.3%
神奈川県内		20,630	140	23,876	5,027	12	4,844
	前年	23,294	132	27,392	5,433	13	5,301
	前年比	−2,664	8	−3,516	−406	−1	−457
	構成率				24.4%	8.6%	20.3%

◆◆令和２年中の自転車関連事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 12.6%	16～19歳 8.9%	20～29歳 11.9%	30～39歳 15.8%	40～49歳 17.4%	50～59歳 14.6%	60～64歳 4.0%	65歳以上 14..8%

自転車安全利用五則　（平成 19 年 7 月 10 日　内閣府交通対策本部決定）

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
   （二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認）
5. 子ども（13 歳未満）はヘルメットを着用

悪質自転車運転者に安全講習の義務化　道路交通法施行令の一部改正（令和 2 年 6 月 30 日施行）

○信号無視、酒酔い運転など 15 項目の違反を「危険行為」と定め、3 年以内に 2 回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取り組み

共 通 事 項

1．運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2．関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3．自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

横 浜 市 ・ 区

1．各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動を関係機関・団体と連携を図りながら推進します。
（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）
また、自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発や、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2．各区において交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3．新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける啓発チラシを配布するほか、自転車交通安全教室を実施します。

警　　察

1．信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2．関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3．参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4．関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

交 通 安 全 協 会

1．キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2．はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。
3．自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

地 域・家 庭

1．子ども（13 歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。
2．自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めましょう。
3．自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
4．自転車の事故に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

教 育 関 係

1．交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2．自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道 路 管 理 者・鉄 道 事 業 者

1．交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2．道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話（６７１）２３２３

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料Ｎｏ．25

区連会４月定例会資料
令和３年４月 20 日
地　域　振　興　課

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

自治会町内会回覧板の配布について

春暖の候　皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域活動に対して、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

栄区連合町内会としては、令和３年４月まで自治会・町内会への班回覧依頼を中止しておりますが、多くの自治会町内会より再開を望むご意見が寄せられていることから、令和３年５月より再開することを決定しました。

このたび、セーフコミュニティ交通安全対策分科会及びセーフコミュニティ防犯対策分科会の啓発物品として抗菌処理を施した回覧板を作成しております。

すでにご利用いただいている回覧板が古くなり、新しい回覧板の使用を希望される場合は、各自治会町内会ごとにお申し込みください。

※　配布数の上限を各自治会・町内会の班数とします。

※　先着順で無くなり次第締め切らせていただきます。ご了承ください。（総数 2,500 部）

【デザイン】

（抗菌処理を施しており、素材がポリプロピレンで従来の回覧板より柔らかめです。）

【配布方法】

・下記担当まで必要個数をお電話または E メールにて御連絡いただき、地域振興課まで物品を取りに来ていただくようお願いいたします。

担当：栄区地域振興課（本館４階 46 番窓口）
石塚・鵜池　TEL894-8391　FAX894-3099
E メール sa-chishin@city.yokohama.jp

資料 No.26

区連会４月定例会資料
令和３年４月２０日
区連会事務局

令和２年度　栄区連合町内会　事業報告書

項　　目	実施内容
１　定例会議	**〇栄区連合町内会定例会（区連会）** 年 10 回開催 （原則 13 時 30 分～15 時 30 分開催）（８月及び 12 月は休会） 令和２年４月 20 日（月）、５月 20 日（月）、６月 22 日（月）、７月 20 日（月）、９月 23 日（水）、10 月 20 日（火）、11 月 20 日（金）、令和３年１月 20 日（水）、２月 22 日（月）、３月 22 日（月） ※４月、５月、１月、２月及び３月定例会は新型コロナウイルスの影響により書面による情報提供
２　研修会	**〇新任自治会・町内会長、同副会長研修会** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 **〇各種団体合同研修会** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
３　新年懇談会	**〇新年懇談会の開催** 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
４　加入・活性化促進事業	**〇加入促進啓発の物品作成** ・除菌スプレー　2,000 部…希望する自治会・町内会へ配布 ・ウェットティッシュ　2,000 部…希望する自治会・町内会へ配布 ・ウィルス除去スプレー　1,000 部…転入者に配布 ・マスク　1,000 個…転入者に配布 **〇栄区連合町内会ホームページの運用** ・定例会の結果報告 ・予算・決算及び事業計画・事業報告等の報告 ・各地区の広報紙等の掲載 **〇加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布** ・通年
５　諸支出金	**〇横浜市社会福祉協議会会費**

令和2年度 栄区連合町内会
収 支 決 算 書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

収入合計額 2,080,284 円
支出合計額 2,000,373 円
差引残高 79,911 円

（市への返還金 0円）
（実質繰越額 79,911円）

1 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	10	10	0	利息
3 負担金	302,000	0	△ 302,000	各種団体合同研修会参加費
4 繰越金	80,274	80,274	0	前年度繰越金
合 計	**2,382,284**	**2,080,284**	**△ 302,000**	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 会議費	43,200	21,600	△ 21,600	
(1)会議費	43,200	21,600	△ 21,600	定例会お茶代等
2 事務費	116,000	327,977	211,977	
(1)消耗品費	50,000	283,877	233,877	事務用品等の購入
(2)通信費	62,000	44,100	△ 17,900	研修会案内等連絡用切手、ハガキ
(3)使用料	4,000	0	△ 4,000	
3 人件費	520,000	588,472	68,472	
(1)アルバイト費	520,000	588,472	68,472	定例会事務、自治会町内会からの相談対応等
4 事業費	1,622,810	1,062,324	△ 560,486	
(1)事業費	1,612,660	1,052,172	△ 560,488	・新任自治会町内会長等研修会（ガイドブック） 95,260 ※各種団体合同研修会 0 ※区民まつり広告協賛 0 ※ロードレース広告協賛 0 ※ヤングフェスティバル広告協賛 0 ※中学校対校駅伝大会広告協賛 0 ※加入促進啓発物品作成 863,192 ※ホームページ運用経費 93,720
(2)諸支出金	10,150	10,152	2	負担金等
5 戻出	0	0	0	
(1)戻出	0	0	0	
6 予備費	80,274	0	△ 80,274	
(1)予備費	80,274	0	△ 80,274	
合 計	**2,382,284**	**2,000,373**	**△ 381,911**	団体運営費 計 1,043,461（1,043,451） 加入・活性化促進事業費 計 956,912（956,912） 市への返還金（前年度分） 0 ※加入・活性化促進事業費の超過分56,912円は、団体運営費より流用

（写）

栄区連合町内会 会計監査報告書

令和２年度栄区連合町内会に係る会計全般について、令和３年4月16日に監査を行いました。

その結果、金銭出納帳、収入伝票、支出伝票、領収書、預金通帳等関係書類を厳密に監査したところ、いずれも正しく適切に処理されており、収支決算書の記載どおりであると確認したことを報告します。

令和３年　4月　16日

栄区連合町内会

会計監査　黒木さちる　印

会計監査　持田忠　印

令和３年度　栄区連合町内会　事業計画書（案）

項　　目	実施内容
１　定例会議	**〇栄区連合町内会定例会（区連会）** 年 10 回開催 （原則 13 時 30 分～15 時 30 分開催）（８月及び 12 月は休会） 令和３年４月 20 日（火）、５月 20 日（木）、６月 21 日（月）、７月 20 日（火）、９月 21 日（火）、10 月 20 日（水）、11 月 22 日（月）、令和４年１月 20 日（木）、２月 21 日（月）、３月 22 日（火）
２　研修会	**〇新任自治会・町内会長、同副会長研修会** ・令和３年６月 12 日（土）10 時 30 分～12 時 ・栄区役所新館４階８・９号会議室 ・対象者：令和３年度から新たに自治会・町内会長または副会長になられた方 **〇各種団体合同研修会** ・令和３年６月 12 日（土）13 時～16 時 ・栄区役所新館４階８・９号会議室及び食堂 ・対象者：自治会・町内会や各種団体、地元企業等の代表者
３　新年懇談会	**〇新年懇談会の開催** ・令和４年１月 20 日（木）（会費：各自負担）
４　加入・ 活性化 促進事業	**〇栄区民まつりへの出展**（日程は変更されることがあります。） ・令和３年 11 月６日（土）開催 **〇区内イベントへの協賛**（日程は変更されることがあります。） ・令和３年 11 月６日（土）栄区民まつり ・令和４年１月初旬　栄区民ロードレース大会 ・令和４年３月中旬　栄区中学校対校駅伝大会（※） ・令和４年３月中旬　SAKAE ヤングフェスティバル（※） ※中学校対校駅伝及び SAKAE ヤングフェスティバルの協賛金については、令和元年度分の繰越 **〇加入促進啓発リーフレット・物品作成** **〇栄区連合町内会ホームページの運用** **〇加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布** ・通年
５　諸支出金	**〇横浜市社会福祉協議会会費**

令和3年度 栄区連合町内会
収 支 予 算 書 （案）

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

収入合計額 2,381,921 円
支出合計額 2,381,921 円

差引残高 0 円

1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	900,000	
2 雑収入	10	10	0	10	利息
3 負担金	302,000	302,000	0	0	各種団体合同研修会参加者負担金 （過去5年間平均：参加者151名試算）
4 繰越金	79,911	80,274	△ 363	80,274	前年度繰越金
合 計	**2,381,921**	**2,382,284**	**△ 363**	**2,080,284**	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 会議費	43,200	43,200	0	21,600	
(1)会議費	43,200	43,200	0	21,600	定例会お茶代
2 事務費	116,000	116,000	0	327,977	
(1)消耗品費	50,000	50,000	0	283,877	事務用品等の購入
(2)通信費	62,000	62,000	0	44,100	研修会案内等連絡用切手、ハガキ
(3)使用料	4,000	4,000	0	0	借上タクシー代
3 人件費	620,000	520,000	100,000	588,472	
(1)アルバイト費	620,000	520,000	100,000	588,472	定例会事務、自治会・町内会からの相談対応等
4 事業費	1,522,810	1,622,810	△ 100,000	1,062,324	
(1)事業費	1,512,658	1,612,660	△ 100,002	1,052,172	・新任自治会町内会長等研修会 180,000 ※各種団体合同研修会 302,000 ※イベント広告協賛 80,000 ※加入促進リーフレット・物品作成 830,658 ※ホームページ運用経費 120,000
(2)諸支出金	10,152	10,150	2	10,152	負担金等
5 戻出	0	0	0	0	
(1)戻出	0	0	0	0	市への返還金（前年度分）等
6 予備費	79,911	80,274	△ 363	0	
(1)予備費	79,911	80,274	△ 363	0	（繰越金充当額）
合 計	**2,381,921**	**2,382,284**	**△ 363**	**2,000,373**	

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料No. 27

区連会４月定例会資料
令和３年４月20日
区連会事務局

令和２年度栄区連合町内会協賛・後援行事について（報告）

令和２年度に栄区連合町内会が協賛及び後援した行事について報告します。

【後援】（開催日順）　　※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	備考
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2020	令和２年 10 月 15 日（木）～11 月 19 日（木）	栄区民文化センターリリス、栄スポーツセンター前、本郷地区センター
栄区舞踊協会	第 33 回 舞踊の会	令和２年 11 月３日（火）	栄公会堂
栄区子ども会連絡協議会	栄区子ども会書道展	令和３年２月 13 日（土）～２月 14 日（日）	栄公会堂
栄区文化協会	さかえ春の文化祭	令和３年２月 15 日（月）～３月 14 日（日）	栄公会堂、栄区民文化センターリリス
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団　第63回定期演奏会	令和３年２月 28 日（日）	神奈川県立音楽堂
栄区舞踊連盟	第33回 栄区舞踊連盟 舞踊発表会	令和３年３月６日（土）	栄公会堂

担当　栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）
石塚、小西
電話 894-8391　FAX894-3099
Ｅメール sa-chishin@city.yokohama.jp